

(第一類 第二号)

第九十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 五 号

(一三五)

昭和五十七年三月十八日(木曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 中山 利生君

理事 工藤 巖君

理事 宮下 創平君

理事 佐藤 敏雄君

理事 大橋 敏雄君

池田 淳君

片岡 清一君

塩谷 一夫君

中村 弘海君

小川 省吾君

岩佐 惠美君

田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 世耕 政隆君

国家公安委員会委員長

出席政府委員

警察庁刑事局長 中平 和水君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 土屋 佳照君

自治省行政局長 関根 則之君

自治省行政局長 石見 隆三君

自治省行政局長 大久保 一男君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

自治省行政局長 岡田 純夫君

二月二十六日

辭任 池田 淳君

補欠選任 今枝 敬雄君

田島 衛君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

辭任 今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

補欠選任

今枝 敬雄君

鹽川正十郎君

小杉 隆君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

田島 衛君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

田島 衛君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

田島 衛君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

田島 衛君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

田島 衛君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

田島 衛君

同 日

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

同日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

補欠選任 田島 衛君

同 日

辭任 小杉 隆君

制限廃止等に関する請願(神田厚君紹介)(第一〇四二号)

同(部谷孝之君紹介)(第一〇四三号)

特別区の自治権及び財政権拡充に関する請願

(天野公義君紹介)(第一〇八四号)

同(石原慎太郎君紹介)(第一〇八五号)

同(越智通雄君紹介)(第一〇八六号)

同(大塚雄司君紹介)(第一〇八七号)

同(柏谷茂君紹介)(第一〇八八号)

同(飯岡兵輔君紹介)(第一〇八九号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第一〇九〇号)

同(島村宜伸君紹介)(第一〇九一号)

同(中村靖君紹介)(第一〇九二号)

同(鳩山邦夫君紹介)(第一〇九三号)

同(浜野剛君紹介)(第一〇九四号)

同(深谷隆司君紹介)(第一〇九五号)

同(与謝野馨君紹介)(第一〇九六号)

同 日

市街化区域内農地の宅地並み課税撤廃に関する請願(小林政子君紹介)(第一一八四号)

地方公営交通事業の健全化に関する請願外二件

(長谷川正三君紹介)(第一二二八号)

特別区の自治権及び財政権拡充に関する請願

(飛鳥田一雄君紹介)(第一二二九号)

同(上田哲君紹介)(第一二三〇号)

同(金子みつ君紹介)(第一二二二二号)

同(高沢寅男君紹介)(第一二二三二号)

同(山本政弘君紹介)(第一二二三三二号)

同 日

高校増設のための地方財政制度改善に関する請願(小林政子君紹介)(第一二七八号)

は本委員会に付託された。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第一類第二号 地方行政委員会議録第五号 昭和五十七年三月十八日

納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一九号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

地方財政に関する件（昭和五十七年度地方財政計画）

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○中山委員長　これより会議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。部谷孝之君。

○**都谷委員** 先般、地方行政委員会におきます自治大臣兼国家公安委員会委員長の所信表明の中でも示されたわけでありますが、行財政改革に臨む基本的な考え方についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

国と地方を通じまして、行財政の改革は今日、最大の政治課題であることは申すまでもないといこ

るでありまして、大臣も先般の所信表明におきまして、「長期的な展望のもとに行財政改革を推進して、地方自治の基盤の一層の充実を図ることが必要であります。」このように述べられておるわけですが、行財政改革に臨まれる大臣の基本的なお考えは、いかがでありましょうか、まず御答弁をいただきたいと思います。

○世耕國務大臣 私は、行政を推進するに当たりまして、国と地方、両方ともやりやすい、いい結

果が生まれるようなことがまず最大の前提条件だ
と思うのでございます。それに従いまして、今度

は、国と地方の行政と財政をどういうふうにして進めていくか、このことが一つ問題になると思う

のでございます。その場合に、行政の方は、できるだけ身軽で簡素で、しかも機敏に反応し得るよ

うな、速やかに処理ができるようなこと、これが
必要だと思うのでございます。それから、その

反面、その裏づけとしての財源の確保ということ

Figure 1. The effect of the concentration of the *Ag* on the *Ag* adsorption capacity of the *Ag*-*Ag*2S-*Ag*2S2O3-*Ag*2S2O4-*Ag*2S2O5-*Ag*2S2O6-*Ag*2S2O7-*Ag*2S2O8-*Ag*2S2O9-*Ag*2S2O10-*Ag*2S2O11-*Ag*2S2O12-*Ag*2S2O13-*Ag*2S2O14-*Ag*2S2O15-*Ag*2S2O16-*Ag*2S2O17-*Ag*2S2O18-*Ag*2S2O19-*Ag*2S2O20-*Ag*2S2O21-*Ag*2S2O22-*Ag*2S2O23-*Ag*2S2O24-*Ag*2S2O25-*Ag*2S2O26-*Ag*2S2O27-*Ag*2S2O28-*Ag*2S2O29-*Ag*2S2O30-*Ag*2S2O31-*Ag*2S2O32-*Ag*2S2O33-*Ag*2S2O34-*Ag*2S2O35-*Ag*2S2O36-*Ag*2S2O37-*Ag*2S2O38-*Ag*2S2O39-*Ag*2S2O40-*Ag*2S2O41-*Ag*2S2O42-*Ag*2S2O43-*Ag*2S2O44-*Ag*2S2O45-*Ag*2S2O46-*Ag*2S2O47-*Ag*2S2O48-*Ag*2S2O49-*Ag*2S2O50-*Ag*2S2O51-*Ag*2S2O52-*Ag*2S2O53-*Ag*2S2O54-*Ag*2S2O55-*Ag*2S2O56-*Ag*2S2O57-*Ag*2S2O58-*Ag*2S2O59-*Ag*2S2O60-*Ag*2S2O61-*Ag*2S2O62-*Ag*2S2O63-*Ag*2S2O64-*Ag*2S2O65-*Ag*2S2O66-*Ag*2S2O67-*Ag*2S2O68-*Ag*2S2O69-*Ag*2S2O70-*Ag*2S2O71-*Ag*2S2O72-*Ag*2S2O73-*Ag*2S2O74-*Ag*2S2O75-*Ag*2S2O76-*Ag*2S2O77-*Ag*2S2O78-*Ag*2S2O79-*Ag*2S2O80-*Ag*2S2O81-*Ag*2S2O82-*Ag*2S2O83-*Ag*2S2O84-*Ag*2S2O85-*Ag*2S2O86-*Ag*2S2O87-*Ag*2S2O88-*Ag*2S2O89-*Ag*2S2O90-*Ag*2S2O91-*Ag*2S2O92-*Ag*2S2O93-*Ag*2S2O94-*Ag*2S2O95-*Ag*2S2O96-*Ag*2S2O97-*Ag*2S2O98-*Ag*2S2O99-*Ag*2S2O100-*Ag*2S2O101-*Ag*2S2O102-*Ag*2S2O103-*Ag*2S2O104-*Ag*2S2O105-*Ag*2S2O106-*Ag*2S2O107-*Ag*2S2O108-*Ag*2S2O109-*Ag*2S2O110-*Ag*2S2O111-*Ag*2S2O112-*Ag*2S2O113-*Ag*2S2O114-*Ag*2S2O115-*Ag*2S2O116-*Ag*2S2O117-*Ag*2S2O118-*Ag*2S2O119-*Ag*2S2O120-*Ag*2S2O121-*Ag*2S2O122-*Ag*2S2O123-*Ag*2S2O124-*Ag*2S2O125-*Ag*2S2O126-*Ag*2S2O127-*Ag*2S2O128-*Ag*2S2O129-*Ag*2S2O130-*Ag*2S2O131-*Ag*2S2O132-*Ag*2S2O133-*Ag*2S2O134-*Ag*2S2O135-*Ag*2S2O136-*Ag*2S2O137-*Ag*2S2O138-*Ag*2S2O139-*Ag*2S2O140-*Ag*2S2O141-*Ag*2S2O142-*Ag*2S2O143-*Ag*2S2O144-*Ag*2S2O145-*Ag*2S2O146-*Ag*2S2O147-*Ag*2S2O148-*Ag*2S2O149-*Ag*2S2O150-*Ag*2S2O151-*Ag*2S2O152-*Ag*2S2O153-*Ag*2S2O154-*Ag*2S2O155-*Ag*2S2O156-*Ag*2S2O157-*Ag*2S2O158-*Ag*2S2O159-*Ag*2S2O160-*Ag*2S2O161-*Ag*2S2O162-*Ag*2S2O163-*Ag*2S2O164-*Ag*2S2O165-*Ag*2S2O166-*Ag*2S2O167-*Ag*2S2O168-*Ag*2S2O169-*Ag*2S2O170-*Ag*2S2O171-*Ag*2S2O172-*Ag*2S2O173-*Ag*2S2O174-*Ag*2S2O175-*Ag*2S2O176-*Ag*2S2O177-*Ag*2S2O178-*Ag*2S2O179-*Ag*2S2O180-*Ag*2S2O181-*Ag*2S2O182-*Ag*2S2O183-*Ag*2S2O184-*Ag*2S2O185-*Ag*2S2O186-*Ag*2S2O187-*Ag*2S2O188-*Ag*2S2O189-*Ag*2S2O190-*Ag*2S2O191-*Ag*2S2O192-*Ag*2S2O193-*Ag*2S2O194-*Ag*2S2O195-*Ag*2S2O196-*Ag*2S2O197-*Ag*2S2O198-*Ag*2S2O199-*Ag*2S2O200-*Ag*2S2O201-*Ag*2S2O202-*Ag*2S2O203-*Ag*2S2O204-*Ag*2S2O205-*Ag*2S2O206-*Ag*2S2O207-*Ag*2S2O208-*Ag*2S2O209-*Ag*2S2O210-*Ag*2S2O211-*Ag*2S2O212-*Ag*2S2O213-*Ag*2S2O214-*Ag*2S2O215-*Ag*2S2O216-*Ag*2S2O217-*Ag*2S2O218-*Ag*2S2O219-*Ag*2S2O220-*Ag*2S2O221-*Ag*2S2O222-*Ag*2S2O223-*Ag*2S2O224-*Ag*2S2O225-*Ag*2S2O226-*Ag*2S2O227-*Ag*2S2O228-*Ag*2S2O229-*Ag*2S2O230-*Ag*2S2O231-*Ag*2S2O232-*Ag*2S2O233-*Ag*2S2O234-*Ag*2S2O235-*Ag*2S2O236-*Ag*2S2O237-*Ag*2S2O238-*Ag*2S2O239-*Ag*2S2O240-*Ag*2S2O241-*Ag*2S2O242-*Ag*2S2O243-*Ag*2S2O244-*Ag*2S2O245-*Ag*2S2O246-*Ag*2S2O247-*Ag*2S2O248-*Ag*2S2O249-*Ag*2S2O250-*Ag*2S2O251-*Ag*2S2O252-*Ag*2S2O253-*Ag*2S2O254-*Ag*2S2O255-*Ag*2S2O256-*Ag*2S2O257-*Ag*2S2O258-*Ag*2S2O259-*Ag*2S2O260-*Ag*2S2O261-*Ag*2S2O262-*Ag*2S2O263-*Ag*2S2O264-*Ag*2S2O265-*Ag*2S2O266-*Ag*2S2O267-*Ag*2S2O268-*Ag*2S2O269-*Ag*2S2O270-*Ag*2S2O271-*Ag*2S2O272-*Ag*2S2O273-*Ag*2S2O274-*Ag*2S2O275-*Ag*2S2O276-*Ag*2S2O277-*Ag*2S2O278-*Ag*2S

も、まだどうしても不即不離のもののように私は考えております。

そこで、もう一つのこととは、地方行政というの

は国の行政と違ひまして、住民の人の一番身近なところにある存在でございますから、どうしても民意、住民の意思をそのままいろいろな形で敏感に反映していくのには、やはり地方自治体がそれだけの力を備えてこななければならない。そこで、

地方自治体の事務、財源の再配分、つまり国から
 どれだけ分離して、国はどれだけ関与しないでも

済むような方法で地方自治体の方にいろいろな権限とか仕事を分与できるか、そういうことを考へ

なければならぬと思います。それによって、地方が自律的、自主的に行ういろいろなことがやっ

けるような方向、この方向に向けてやはりこれからの地方行政というのはあるべきである、つまり

国が持っているいろいろな関係各省の縦割り行政を地域でどれだけ総合化して、それを配慮しながら

ら地方自治体の方で行うことができるか、これがこれからの大きな問題だろうと私は思うのでござい

いう感じを私も持ちませんし、自治省も持たれるべきでないというふうには感ずるわけでございます。先ほど大臣御自身も御指摘になりましたように、これからはきわめて厳しい状態がまたさらに続いていくわけでありまして、それらの対応について誤りなくひとつ推進をしていただきたい、このように思います。

次に、給与の問題であります。地方の行政改革を行う場合に、どうしても避けて通れないものとしたしまして、地方公務員の給与問題と定員の管理の問題があります。この問題につきましては、昭和五十四年の秋に地方公務員のやみ給与だとかやみ手当とか、そうした給与の不適切さ、あるいはやみ休暇、そうした勤務時間の不適正さ、そういうふうなことがクローズアップされ、指摘をされました。

これらの多くの問題につきましてお伺いしたいと思うのでありますが、大臣、地方公務員の人事管理につきまして、基本的な御見解をまずお示しいただきたいと思ひます。

○世耕國務大臣 地方公務員の給与それから定員、その二つを取り巻いて、これは行政財政改革の一番中心的なものになるわけでございますが、この方がうまくいかないと、ほかの行政、思い切った地方のための、住民のためのいい行政がなかなか進まなくなりますので、この面で自治省としては大変意を用いていこうと思ひます。

これは、局長の方からいろいろ詳しくお答えすることになると思ひますが、われわれの方としては、各地方の団体に對して、できるだけ国家公務員の給与ベース、ラスパイルズ指数を用いた給与ベースに近づけるような方向で、いろいろ進言したり指導したりしていただいております。

○大嶋政府委員 ただいま大臣の方からお答えがございました。私も、地方分権なりあるいは財源を地方へ付与するといったような場合に、高過ぎる給与であるとか、あるいは、必ずしも私も私とも思ひますけれども、定員管理がルールズであるとか、そういうようなことがどうしても障

害になってまいります。これにつきましては、やはりその問題点、どこにそういう問題があるのかというところを一つ一つ探り出して、それを取り除くという努力がなされなければならぬと思ひております。そういう意味で、そういう問題点を深堀り出す、あとは各自自治体それぞれの自律的な機能によってそれを正していただくということを進めたいという、私どもとしても適切な指導を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○郵谷委員 それでは、給与の高い地方団体に對してどのように対処をしてこられたか、給与の高い地方団体をどういうふうに見ておられるのか、どうあるべきだと考えておられるのか、そうしたことに對して重ねてひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○大嶋政府委員 地方公務員に對しても、適切な労働の対価は支払われなければならないと思ひております。先ほど申し上げましたように、一部に地方自治の進展を阻害する面があるといふふうなことを申し上げましたが、私ども百五十三団体を選びまして、現在その一つ一つにつきまして問題点を分析しておるという状況でございます。これが終わりますと、先ほど申し上げましたが、是正のための計画を立てていただくということになると思ひております。

すべての団体の職員の給与が高いというわけではございませんで、一部高過ぎる団体に對して適切な指導を進めてまいりたい。それが、自治省として把握をし、自治省として都道府県と一緒に適正な給与を進めていくのが百五十三の団体であると現在考えております。

○郵谷委員 自治省は、去年職員の給与実態を公表するように指導されました。給与実態の公表は、形式に流れて、ほとんどが実態隠しである、こういうふうな言われております。また、高い給与実態を持つている自治体の百五十三団体と、国を上回る退職手当支給団体に對して、異例とも言える個別指導を行われたわけでございます。これ

は、第二臨調の一次答申の提言を受けて実施されたとおもうのですが、こうした結果を見ますと、臨調の答申の趣旨が生かされておるのかどうか、私は疑問に思ふのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○大嶋政府委員 給与実態の公表につきまして自治省といましては、その基準となります様式それから記載要領といったようなものを示したわけでございます。これはあくまでも基準でございます。まして、地方公共団体が公表を実施するに際しましては、その公表の趣旨に沿ひましていろいろ創意工夫をしていただく、また公表事項の追加、あるいは表あるいはグラフといったようなものを用いるなりして、その地域の住民の方々に実態をよく理解していただく努力をお願いしたわけでございます。現在までのところ、都道府県、指定都市はすべて公表が何らかの形でなされておりますし、市につきましても八割以上公表されておると私も理解をいたしております。

その公表の中身が、あれで本当に実態がわかったのか、あるいはやみ的なものがあつて、それを隠しておるのではないのか、こういうような御批判なり御指摘も若干私ども受けておるところでございますが、公表の形式につきましては、この前は第一回でございましたが、今後ともいろいろな研究、工夫をこらす要があると思ひます。ただ、やみがあつてそれを隠しておるのではないのかというふうなことにつきましては、私ども実態というものはわかりませんし、やみはないものだといふふうに考えておるわけでございます。公表の趣旨が、その団体の職員の給与水準が地域住民の理解を得られるのか得られないのかというところにあるわけでございますので、その趣旨に照らしました適切な公表がなされるように私どもも期待をし、また指導を進めてまいりたい、このように考えております。

○郵谷委員 この給与の公表につきましては、その際御指摘がいろいろありましたように、本来、議会の中でいんな人事委員会の勧告なりあるいは

は議会での議論を通じて、住民に對する公表的な具体的な役割りはやっておるのだけれども、なおかつ、そういうことを住民に直接わかりやすく理解していただくために、このような措置をとったということであるわけでありまして。

しかもこの前、いんな指導をされ公表を求められ、それを各市町村が公表するその形式につきましても、各戸へ配布するところもあれば、あるいはまた一つの市で二、三千枚配布してというふうな公表をしたところもあるし、各個ばらばらであります。

そして、そういう中で指定された――いま資料を探したけれども、ちょっと見当たらないので具体的な指定ができませんけれども、内容によつては、あの公表の仕方ではやみ的なそういう内容がわからないではないか、住民に十分納得していただけるような公表になっていないではないか、こういう指摘が実はたくさん出てきておる。そういう意味でいまお尋ねをしたわけでありまして、漸次、今回だけでは、続いてまたひとつやつていきたいということでありまして、その辺も今後の指導の中で十分配慮をしていただくように希望したいと思ひます。

それから次に、百五十三団体に對しまして、特交の配分の査定に際して抑制の対象とした、こういうふうな言われております。その百五十三団体のうちで五十四団体は、昨年の交付額よりも減額されておるわけですが、なぜそうした五十四団体について減額が出てきたのか、減額というものはどういふふうな配慮の中で行われたのか、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○土屋政府委員 昭和五十六年度の特別交付税は、御承知のように総額の伸びがわずかに二・七％というところで、かつてない低率でございます。ために、特交措置の要因となります個々の地方団体の特別の財政需要の拾い上げ方も、全般的に厳しいものとならざるを得なかったわけでございます。こういう状況のもとで、給与の著しく高い団体、まあ個別指導の対象団体がそれに当たると

考えられますが、それについては財政的に余裕があるかどうかは考慮すべきであるというところから、財政需要の要因でございまして、個別の事情を詳しく検討するに当たりまして、一般の市町村よりも厳しい対応をしたというわけでございします。

もちろん御承知のように、特交、特別交付税のいろいろな要因には、災害とかあるいは公害対策、その他さまざまな増減の要因がありますから、百五十三団体の特別交付税の増減状況もさまざまでございますが、そういった実態を踏まえたうえでも、ただいま申し上げましたような基本的な考え方に基づいて配分をいたしました結果、五十四団体は前年度の額を下回ったということになった次第でございます。

○部谷委員 ところで、この五十四団体の名前、五十四団体名というものは実は公表されておられません。で、特交が災害復旧など住民サービスに直結する貴重な財源であることは申すまでもないところでありまして、地域住民には自分が住んでおる市町村が今度の特交措置の中でどのような制約を受けたかということを知らせること、そのことが——いわば行政改革の原動力はやはり住民であります。そうした住民監視の目に訴える。そういう意味では、住民に見せることが非常に大きな効果があると思うわけですが、団体名の公表ということについてはどのようにお考えでございましょうか。

○土屋政府委員 ただいま申し上げましたとおり、個別指導対象団体につきましては、財源的に余裕があるかどうかでその算定に当たって抑制的に考えた、こういうことでございまして、特に制約といったような考え方によっておるわけではございませんで、共通の財源の配分に当たって公正を期する、こういう観点に立ってやったわけでございます。

その中で、種々の要因があつたまま前年度の額を下回った五十四団体のみを取り上げて公表するということは、むしろ誤解を生ずるおそれ

ございますし、また現在、各地方団体におきまして給与の公表や給与の計画の正正について自治省としても指導を行い、関係団体においてもこれに取り組みつつある段階でございまして、私どもとしては、基本的には各地方団体が自主的、自律的に給与の適正化を図ることが適当であるというふうに考えておるわけでございまして、そういったことから、御質問のような観点から特に五十四団体のみを取り上げてその団体名を公表するということはしなかつた次第でございます。

○部谷委員 そうしますと、百五十三団体のうちで、同じような措置をやつていったけれども、ほかのいろいろなファクターの中で五十四団体だけがたまたま前年度に比べて低かつた、こういうこととですね。そういうことでありますならば、理解をいたしたいと思ひます。

○土屋政府委員 おおむねおっしゃるとおりでございまして、私どもとしては、給与の高い団体は財政的余裕があるということで抑制的な立場に立つて配分をした。その中で、いろいろな要素の中で五十四団体はたまたま減額になつたということでありまして、もう一つは、私どもとしては、給与の適正化というのはまさに地方団体が自主性、自律性を持ってやつていただくべきものであつて、そういう相互の信頼関係に立つて今後強力に進めてもらいたいと思つておりますので、たまたまそういうことになつたものだけを発表するということは逆に誤解を生むおそれもある、こういうことでございします。

○部谷委員 次に、人事委員会の問題についてお尋ねいたします。
国は、さきの給与改定に当たりまして五・二三%の給与増額をなされましたが、実質的にはあのような措置の中で四・七七%くらいに抑えられたわけですね。自治省といつたしましては、地方も同一歩調をとるようという姿勢をとつておられるようでありまして、五十六年度の地方の人事委員会の勧告の状況はどういうふうになつてお

○大嶋政府委員 五十六年度におきます人事委員会の勧告状況でございますが、一つは、その勧告の時期というのが九月、十月が多いわけでございます。そこで、その内容を見ますと、人事院のやり方にならぬままに公民館差率を算定をし、そして国に準じて改定をするというふうな団体が大半を占めておるわけでございます。

なお、補足的に申し上げますと、地方公務員の給与改定、御指摘のとおり、国が人事院勧告のありましたものを若干抑制をして改定をしたわけでございます。それにならぬやうにやうにということをやつたわけでございますが、その給与改定の裏面状況につきましては、全団体の約八割程度が年内に給与改定を実施したというふうな考え方があります。改定の内容につきましては、一部では正措置を進めつつあるわけでございますが、さらに給与の抑制措置につきましても、一部の団体を除きまして、国並みの措置を講じておる団体が多いというふうなことも理解をいたしております。

○部谷委員 一部を除いてというお話でございしましたが、その一部に例の東京都の問題があるわけでありまして、東京都は、人事委員会勧告を完全実施することに決めました。新聞によりますと、人呼んで首都決戦だ、自治省と東京都の決戦だ、こういうふうな非常にセンセーショナルな書き方もされておるわけでありまして、自治省も都からもいろいろ事情聴取されたと思うのですが、その経緯、実情、これはいかがなものでございましょうか。

○大嶋政府委員 私ども、別に東京都と決戦をするつもりはないわけでございますけれども、御案内のとおり、国家公務員の給与改定に当たりまして、五十六年度におきましては、厳しい財政事情があるいは国、地方を通ずる行政改革の推進といったものを期待いたします国民世論の動向、そういうようなものを総合的に勘案されまして、その取り扱いが決定されたところでございします。東京都におきましては、管理職につきましてはほぼ国並みの措置を講じられたわけでございます

が、一般職員につきましては、あるいは調整手当等の改定につきましては五十六年四月一日から実施をし、また期末、勤続手当につきましても五十六年度の改定後のベースで支給されるというふうな給与改定がなされたわけでございます。東京都としては、いろいろな努力をやつておるということを言われておるわけでございます。私どもとしても、人事委員会の勧告というものは、これはやはり基本的には尊重されなければならぬというふうな考え方に基づいてございしますけれども、現在の情勢の中で、国家公務員につきましても抑制措置がされたということでありまして、当然地方公務員の給与につきましても、それに準じた努力がなされなければならぬというふうな考え方があります。いろいろ都の事情もお伺いをいたしましたわけでございますけれども、私どもとしては、諸般の事情はありましても、やはり大方の地方団体がやりました抑制措置というものをとつていただきたかつたなというふうな考え方をおとるところでございします。

○部谷委員 まあ、これも新聞のうがった記事であります。この措置というものが来年度の知事選に絡んで、自治省と都と組合とが三万両得というふうな解決である、これは新聞がそう書いておるわけでありまして、そういうふうな見方をする人もあるわけでありまして、ひとつそうした余りうがった見方をされないような措置をすつきりととつていただきたい、このように思ひます。

それから、人事委員会の勧告が、大きな都市が所在する都道府県は大体民間に準拠する傾向がきつて強い。それから後進県といひますか、そういうところでは国に準拠するところが非常に多い。こういうことになりまして、すべての地方団体が給与が高くなるということになるのであります。これらは是正もやはり真剣に考えなければならぬ段階ではないか、このように思ふのであります。特に、鳥取県の例がよく引き合いに出されておるようでありまして、その点、どのよ

うにお考えでしょうか。

○大嶋政府委員 地方公務員の給与につきましては、その団体の組織なり規模なり、あるいは地域の社会的条件といったものを考慮しながら、国に準じた給与制度とその運用によりまして、その団体に適した、そして地域住民の納得と支持が得られる内容と水準を維持し、あるいはまた実現すべきものだというふうに考えておるところでございます。

したがって、給与を改定するに際しましては、民間と国家公務員との給与などの比較を行いまして、そしてその団体の給与の状況あるいは改定によりまして実現しようといはします給与水準といったものを明確にした上で、最終的には地域住民の納得と支持が得られる給与改定を行うよう指導をしておるところでございます。

○部谷委員 やはり人事委員会の制度の中で一番問題がありますのは、人事委員会が果たしてその機能を十分発揮しておるかということだろ

うと思います。人事委員会の勧告を尊重して完全実施するということは、これは法のたてまえからいきまして当然とされるべき措置だと思ひますけれども、しかし勧告をするその時点でふさわしい勧告をされておるかどうか、そのことがやはり前提だと思ひます。大部分の自治体が、先ほどもちょっとお話がありました大体国に準じた勧告を行っておりまして、地域の民間賃金とのバランスを欠いておるわけでありまして、人事委員会が果たしてその役割りを十分果たしておるかどうかという点に対する疑問がきわめて強いわけでありまして、自治省は、人事委員会の勧告のこのような状態に対してどのようなお考えでしょうか、御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大嶋政府委員 御指摘のように人事委員会というものは、地方公務員法に定めます給与決定原則に基づいて、それで専門的であり、かつまた公正な判断によりまして給与についての報告、勧告を行うものとして設置された機関でございます。そういう意味から、人事委員会の存在というものは重要なものであるというふうに考えております。

したがって、人事委員会が給与の勧告を行うに当たりましては、一つには、公民の較差率を国家公務員の方式に準じまして正確に算定をしてもらう。二つ目には、国家公務員と対比した給与水準、これを正確に算定をしてもらう。三つ目には、目標とすべきその団体の給与水準を明確に設定をするといったようなことを、私どもとしては、人事委員会の会議等を通じて指導しておるところでございます。

今後とも、人事委員会がその機能を十分に発揮してもらいまして、そしてその団体の給与の制度と運用におきまして本間に問題があるという事項がありますれば、これを的確に指摘をするというような姿勢をとるよう指導してまいりたい、このように考えております。総体的には、人事委員会はそれなりにその機能を果たしておるものというふうに考えておるところでございます。

○部谷委員 いまお示しのように公務員法の二十四条では、生計費と国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与、そういうものを考慮して決める、こうなっておるわけなんです。国の場合は、申し上げるまでもない、民間準拠です。地方公務員の場合は、だから国と民間を併せて類似のものはか、そういう要素がいろいろ入ってくるわけでありまして、そこに地方の特色ある人事委員会の勧告というものが出てくるわけなんです。

私は、かつて県議会に議席を置いたことがあるのですが、県の人事委員会というものは、山口県の場合、当時十九名職員がおりましたけれども、十九名の職員が三百六十五日かかってつくり上げるもの、大体国の勧告に数字を合わせる数字合わせしかやってないのです。いろいろな数字を突き合わせてみまして、ここどこかがどうつながるんだらうか、そんな疑問のある数字を幾つかつなぎ合わせながら、掛け合わせながら、国の勧告に合わせるという作業をやっておる。そういう指

摘を、私もかつて地方議会におるときに指摘をしたわけでありましたけれども、そうした状態の中で、いま言ったような後進県といふかの方は、国に合わせる作業ばかりやっておる、そして大都市、民間給与の高いところはそれに合わせる作業をするということから、みんな全体的に高くなつてくる、こういうことになるわけでありまして、その辺もさらに十分メスを入れていただきたい、このように思ひます。

次に、人口十五万以上の市は、「条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。」というふうに公務員法七条に規定されておるわけでありまして、十五万以上の市のうちで人事委員会が設置されておるものは仙台市だけということになつておるわけでありまして、こういう状態は、法律の実態と少し、というよりも余りにもか離れておるのではないかと、こういうふうな感じがするわけでありまして、自治省はこのことをどのよう

に認識しておられるのでしょうか。

○大嶋政府委員 お示しのように、人事委員会は、都道府県と指定都市については必ず置けということになっております。これにつきましては、そういう団体というものは規模も大きいし、また職員数も多いというところによるわけでございます。人口十五万人以上の市につきましては、その規模なりあるいは職員数が、いま申し上げましたような都道府県あるいは指定都市に及ばないというふうなこともありまして、人事委員会あるいは公平委員会、どちらかを置けることができないというところになっておるわけでございます。

御指摘のように、十五万以上の市は百十六団体ございますけれども、そのうちで人事委員会を設けておるものは仙台市だけでございます。仙台市が二十六年に人事委員会を設けたわけでございますけれども、当時その人口あるいは職員数が、現在の指定都市に相当いたします五大都市からそう離れていなかったというところに加えて、警察がいわゆる自治体警察でございまして、任命権者間の人事行政の調整を図る必要性があったとい

うことなどが、仙台市が人事委員会を置いた主な理由であるというふうに聞いております。

自治省としては、現行どおり、それぞれの団体に適した実情を踏まえて、人事委員会なり公平委員会、いずれかを置けるというように考えておるところでございます。

○部谷委員 人事委員会と公平委員会とは、その機能がかなり違うわけですね。だから、そうした人事委員会を設置することによってさらに行政改革の実を上げていく、そういう観点に立ってお尋ねをしておるわけでありまして、公平委員会が置かれておるわけでありまして、これはもう法令の上ではつきりしておるわけでありまして、当然のこととあります。これを人事委員会に切りかえていく作業が必要ではないかということが私のお尋ねの趣旨でありますから、ひとつそのように受け取っていただきたいと思います。

そこで、十五万以上の都市に直ちにそうした人事委員会設置がむずかしいということであれば、当面五十万以上のところはそうした措置が必要である。指定都市はすべてなつておるわけでありまして、また、仙台もやっておるわけでありまして、五十万から百万の間に、堺市が八十万、千葉市が七十四万、岡山市五十四万、尼崎市五十一万、熊本市五十一万、鹿児島市五十万、こういうふうな五十万以上の都市があるわけでありまして、そうしたところを人事委員会設置に向けてさらに指導をされるお気持ちはないのかどうか、重ねてお尋ねをいたします。

○大嶋政府委員 御指摘のように確かに、相当人口規模が大きいとお示しのような五十万以上の市、こういうものについては人事委員会的な機能を持たせることにつきましては、ひとつ考慮に値する問題ではなからうかと思ひます。

それからもう一つ、では人事委員会を共同で置いたらどうかというお話もあるかと思ひます。これにつきましては、共同で置きまして、個別的

にその構成団体のそれぞれに適用した勧告がなさ
れるかどうかということにつきまして、私どもは
なほ疑問を持っております。

と同時に、もう一つは、人事委員会の機能を持
たせるということになりますと、それなりに専門
の職員も置かなければなりませんし、そういった
人件費の問題もあるということで、いろいろ総合
的によく考えてみたい、このようにいま考えてお
ります。

○部谷委員 時間がなくなつてしまいましたので
で、人事委員会の問題、いろいろとお尋ねしたい
こともありますがこの辺にいたしまして、最後に
に定数、定員管理の問題についてお尋ねいたした
と思います。

臨調答申におきまして、地方公共団体の定数抑
制措置の一つとして「地方公共団体は、

類型別の標準定数を活用して厳正な定数管理を行
う」というふうになされておるわけでありまし
て、自治省は地方公共団体定員管理研究会をつ
つて五十六年度末までに定数、定員モデルをつ
くる、こういうふうな言っておられたわけであり
ますが、モデル作成の進捗状況、これはどのよう
になつておるのであるでしょうか。

○大嶋政府委員 進捗状況でございますが、お示
しのとおり、今月末までには何とか仕上げた
たいということで、いま鋭意作業を進めておる
ところでございます。

○部谷委員 それでは、いつごろ発表されるよう
になりますか。

○大嶋政府委員 でなければ今月末までには発表し
たい、このように考えております。

ただ、若干その内容に触れて申し上げたいと思
いますけれども、御案内のとおり、地方公務員の
定数、これはほとんど申ししますか相当な部分
が、いわゆる国の配置基準なりあるいは補助基
準、そういうもので定められております。それ
が決まりますと自動的に決まってしまうという
ような部分が相当多いわけでございます。そうい
ったものにつきましては、私ども、モデルで示す

いうことはちょっと不可能でございますまして、関係
各省とよく話をし、定数の抑制について関係各省
の御協力もいただかなければならないと思つてお
ります。そういう部分を除きますと、地方公共
団体が本当の意味において自主的に定員管理がで
きるという部分は、実はきわめて少ないわけでこ
ざいます。

私どもがモデル的にいまやっておりますのは、
その地方公共団体がそれぞれ自主的に管理でき
る部分について、自分のところの団体の水準は一体
どれくらいなんだろうということをおる程度わか
かってもらつたようなことを考えておりま
す。ただ、そういう場合につきましても、各団
体の定数は絶対値として何人でなければなら
ないというような数字は、なかなか出てまいりま
せん。

私どもがいまやっておりますのは回帰方式とい
うことで、その団体の人口なり、あるいは地域の
事情なり産業構造なりといったようなものを、総
合的に把握しながら算定ができるものを考えてお
るわけでございます。したがって、発表する
としたとしても、この団体はその部分の定数は
千人であるとか千五百人であるという数字
にはならないというふうなことを考えております。し
ながら、その地方公共団体の首長さんたちが一
つの定員のあり方として参考になり得るものとい
うようなものを考えておる、そのような状況でこ
ざいます。

これも道府県、指定都市、それから現在までの
ところ二十万人以上の市について一つの算定方式
を考えております。それ以外の、二十万人以下の
市につきましても、今後さらに検討を進めていく
というふうな手はずにしておりまして、三月末に
仮に発表するという形になりましても、それはそ
の団体それぞれの体系的な職員数ということにな
らないであろうというふうに御理解をいただき
たいと思つております。

○部谷委員 三月末と申ししても、あともう二
週間しかないわけでありまして、いまの公務員部

長の御答弁を伺つておきますと、まだはるか先に
その結論が出てきそうな感じを受けるわけであり
ますが、三月末までにそれをきちんとやれるのか
どうか、伺いたい。

それと、このモデルを活用いたしまして、厳正
な定員管理を行うというふうなされておるわけ
ですが、個別の団体でこのモデルによる水準を超
える職員数の多いところ、そういう場合には自治省
はどのように指導していられるおつもりでし
ょうか。

○大嶋政府委員 私、三月末までには出すつもり
であると申し上げましたが、これは出すというこ
とで御理解いただいて結構でございます。

それから、モデル定員を超えているところはど
うするかというお話でございますが、先ほどもち
よつと申し上げましたように、今回、作成を試み
ておりますモデルというのは、地方公共団体の
定員算定の一つのガイドラインを示すことを目的
としておるわけでございます。したがって、

その結果、定員配置の現状がそれに比較して高水
準になつておるといふような団体につきましても
は、早期に定員管理のあり方といったものに検討
を加えていただく方向で指導を行うということも
現在考えておるところでございます。

○部谷委員 単なるガイドライン、参考のために
示すという、そういうことでは、臨調や閣議決定
で言っているような、モデルを活用して厳正な定
数管理を行う、そういうことにはならないのでは
ないか、こういうふうに思ふわけでありまして、

単なる参考というのではこれは無意味じゃない
か、私はこういうふうに思ふわけでございます。
最後に大臣に、こうしたモデルの活用について
どのようにお考えになつておられるか、ひとつ御
答弁をお願いしたいと思います。

○世耕國務大臣 いままではこれだというモデル
がございまして、指導監督といひましても、こ
れは自治体自体がそれを受けて自主的に判断して
いろいろなことを行つていくわけでございますか

ら、ここに一つのモデルというものが実際に公表
されて各団体に渡して、それを基準にしてという
ことになりまして、いままでの勧告、指導よりも
さらに一歩前進した形の具体的なケースがで
上がついていく、つまり輪郭がはっきりしてくる、こ
ういう点で今後益々なることが非常に多いのでは
ないかと思つておる次第でございます。

○部谷委員 終わります。

○中山委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 さきの予算委員会におきましてわが
党の村上議員が、公選法に基づく選挙運動に関
する収支報告書をもとに調査を行ひまして、鈴木
総理大臣以下八名の関係などが公選法百九十九
条ないし二百条に違反していることを指摘しま
した。

これについて総理の見解をただした際に自治大臣
も答弁に立たれて、「選挙も一つの大きな政
治活動の一部と考えますので、選挙に際しまし
ても、正常時の政党に対する献金に對しましても、
同じように考えて結構だと思ふのでございま
す。」という答弁をなさつております。この答
弁は、公選法及び政治資金規正法を所管する自治
大臣の答弁としてはきわめて妥当なものである
ります。

選挙運動に関する寄附は、公選法百七十九条に
おきまして決められております。判例では、「選
挙運動に関する寄附」とは選挙運動の財源たらし
める目的をもつて或は直接にそのものを選挙運動
自体に使用させる目的をもつてなされる」と解さ
れるとされております。これに對して、政治活動に
関する寄附といひますのは、政治資金規正法第四
条四項におきまして「政治団体に對してされる寄
附又は公職の候補者の政治活動に關してされる寄
附」と規定されております。

つまり、選挙運動に関する寄附と政治活動に關
する寄附は、公選法と政治資金規正法という別々
の法律によつて規定されておまして、それぞれ
一定の禁止規定を持つております。そして、政治
活動に関する寄附も選挙運動に係るものは、当然
公選法上の禁止規定の適用を受けるべきもので

ざいます。政治活動に関する寄附でありまして、選挙運動に関する部分は公選法の適用を受けるのが当然でございます。そうでなければ、選挙運動に対する特定寄附の禁止という公選法上の禁止規定は、政治資金規正法では全く放任されるわけでありまして、法の上の矛盾というものがきわめて明白でございます。恐らく自治大臣は、法の解釈を混同されたのではないかと私は思います。が、大臣はいまでもこの予算委員会での答弁が正しかったと思つていらっしゃるのかどうか、それともその答弁は誤りであるかどうか、このことを明確にしてほしいと思います。

○世耕國務大臣 お答えいたします。

私が、二月八日衆議院予算委員会、村上議員の御質問に対してお答えしました最初の根拠は、つまりその前段において、村上議員とその前に発言された方の、政治献金それから選挙における献金は言うならば悪いものである、これは行ふべきではないという意味のいろいろな御発言がありまして、その中に実際に具体的な関係の選挙中の献金のお名前が出てきたわけでございます。

それを受けて私が申し上げたことは、つまり選挙といえども、これは政治の流れの中の一つの大きな分野でございます。政治の中でかなりの比重を占める存在である。こういうことで、政治の献金というものは、法規において規正法があつて認められております、その内容はいろいろございまして、その政治の流れの中で、そこに選挙という時期が起つてくる。これに対して

も、選挙における献金というものは、また同じように本来は考えるべきであらう。これは基礎的な見解で、その後百九十九条、二百条という問題に私も触れまして、一番基礎的な見解を申し上げたわけでございます。そしてその次に、選挙中における選挙法の献金に関する事柄の内容に触れていったわけでございます。そういうことで基礎的な論議から各論に入つていったような次第でございます。

○三谷委員 いまのあなたのお答えは、速記録と

は非常に違つておる。速記録を見ますと、前段の方にございましては、政治活動ないし企業献金の問題が一般論として論議されておりますが、いま私が指摘しましたのは、公選法によりまして、国あるいは公共団体の事業の下請をしてる業者が献金をしてはいけないという禁止規定があるのだ、この場合、国会議員ですから国であります。それに對して、遺憾ながら総理大臣みずからその条項に違反する献金を企業から受けておる、それをどう思うか、こういう質問なんです。

それに対して、総理の以前にあなたが立たれて、選挙も一つの大きな政治活動の一部である、これは間違ひありません。しかし、一部であります。選挙については一定の制限規定がある。そこは抜けてしまつて、選挙に際しても、正常時の政党に対する献金に對しては、同じように考へて結構である。つまり、そこでは、これは政治資金規正法にも禁止規定があります。それから公選法にも規定があるわけですが、それが全部抜けてしまつて、企業献金というのは企業政治活動であるから、それをするのは当然である、そのところだけをおっしゃつておつて、その禁止規定について何らお触れになつておらない。それを、この村上質問ではただしておるわけ

です。

○世耕國務大臣 お答えいたします。

おっしゃるようなことでございますが、企業も一つの社会的実在として政治活動の自由があり、選挙運動の自由もある、こういうことは申し上げまして、その一環として政治献金もできるし、また関係もこの範囲内でその政治献金を受けることも法律的には可能である。こういった献金とかそれに対する受領について、一定のルールが定められておりますので、これに従ふことは当然のことである、こういうふうにお申し上げました。

ただ、その献金や受領がルールに反して行われたものであるかどうかについては、事実関係に基づいて判断されなければならないので、慎重に扱わなければならない、こういうことを申し上げた

はずでございます。つまり、献金の受領に当たつてはルールに違反しないように、政治家が襟を正す必要があることは申すまでもないことでござい

ますが、実際問題として事実認識が困難な場合もありまして、村上議員が示された資料によつて、公選法百九十九条及び二百条違反の御指摘について、寄附した方の請負関係の有無の問題も含めま

して、あくまで具体的な事実関係に即して判断されるべき問題と考へておりました、そのことを私はこの前の村上議員との討論の中で申し上げたわけでございます。

○三谷委員 あなたの答えは、問題の实体とい

います。焦点をいいますか、それをずらしてしまつて、何か一般論をおっしゃつておる。質問は一般論ではない。資料を示したように、後日鈴木総理もお認めになりましたように、明らかに百九十九条の違反になつておる。そういうことがい

いのかというのを村上議員は言われている。それに対してあなたは、いいとも悪いともおっしゃつていない。

要するに、選挙も一つの政治活動の一部だから、選挙に對しても正常時の政党に対する献金に對しては同じように考へていく、こうおっしゃつておる。選挙に当たりましては禁止規定があるわけですから、その禁止規定に触れておるのではないか、こういう質問なんです。それに対するあなたの答えは、全くそれに触れていらつしやらない。むしろ、同じことなんだ、こうおっしゃつた。当時は、鈴木総理も同じような趣旨のことをおっしゃつた。しかし、これは後日訂正された。あなたの方はまだ訂正がないわけだ。そのことをお尋ねしているわけだ。

○世耕國務大臣 私が申し上げたことは、あくまで一般論としてお答えしたものでございます。具体論については、事実関係に即して、間違ひはたか間違ひでないかつたか、錯覚を起こしていか起こしてはなかつたか、法律を實際に受領者が知つていたかどうか、こういうことの問題は別個に判断すべきものと考へております。

○三谷委員 依然として問題をすりかえていらつ

しやるが、後でまたお尋ねすることにしまして、警察庁にお聞きます。

宣誓文書を付して、真実の記載を誓つて届け出をした者を、犯意がないとして、政治資金規正法への届け出がえを不問としたという記事は新聞で拝見しました。それでは脱法行為の指導ではないでしょうか。そういうことが通用するようでは、公選法の特定寄附の禁止規定は全く空文化するではないかと私は思います。その点はどうでしょうか。出納責任者が公選法に基づいて提出した届け出は、それ自身が供述書に等しいものであつて、それ以上の任意性に立つ証拠はあり得ないと私は思いますけれども、その点いかがでし

やう。

○中平政府委員 何を根拠に私どもがそうした書きかえの訂正を指示したということをおっしゃるのか、私は理解に苦しむわけでございます。そういうことを私どもは申すはしませんが、一切そういうことは申しておりません。

それから、宣誓書の問題でございますが、あの席でも申し上げましたように、一応選挙運動の収支報告書という形で出しておるわけでございますから、形の上からいいますとそれはあの法律に触れる疑いがある、そこまで私申し上げたわけ

でございます。ただ、事柄が事実認定の問題でございます。私どもは従来経験からいいますと、誤記の場合もあり得るし、あるいは思い違ひとかいろいろの場合もあり得るわけでありまして、その辺については事実認定の上で立つて判断すべきものである、このように考へておるわけでございます。したがつて当該出納責任者の宣誓書も同様の意味において解すべきものではなからうか、このように考へております。

○三谷委員 初めにお断りしましたように、そういう趣旨の新聞報道があるので、それが事実であればという前提に立つてお尋ねしましたので、私が直接、警察がそういう指示をされたということについては確認しているわけではありません。で

すから、一定の前提がある。そのことをちゃんと申し上げておる。

そこで、そうしますと疑いがあるとおっしゃったわけですから、その後の捜査は一体どのように前進しておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○中平政府委員 捜査という調査というか、その辺はそれぞれの物のとらえ方の相違でございますが、私、あの席では事実関係を調査する、このように申し上げた次第であります。各都道府県警察におきましては、現在それぞれ事実関係の調査をしておる、こういう状況でございます。

○三谷委員 一体、この事実関係の調査ということはどういう内容を言うのでしょうか。要するに、この者にこういう寄附をしたという届け出が出ていて、それは全く任意性に立つ届け出なんです。作偽のない届け出なんです。そして、ここで犯意ということが言われておるようでありすが、犯意とは何かといふと、この場合の犯意とは、立法の趣旨に示されておりますように、寄附によって利益を得る可能性、得ようとするところにある利益の継続を意図しようとする、このことに対する懸念が持たれるからこの種の献金はしてはならない、こういうことになっておる。しかも、これは犯意のあるなしにかかわらず禁止されておるのでございます。

ただ、調査で必要なことといふと、恐らく二百条の関係だと思ひますが、二百条の関係といふのは、寄附を勧誘し要求したかどうかという点であります。これは、届け出には記載されておきませんから不明な点であります。しかし、勧誘をし要求をしたかどうかにかかわらず、「何人も、選挙に関し、第九十九条に規定する者から寄附を受けてはならない」という規定になっておるのであります。ですから、これにつきましても、公選法の二百五十条にも規定されておりますけれども、これを見ますと、重大な過失によつて二百四十九条の罪を犯した者を処罰するものとす

る、こうなつておるわけですね。

だから、よしんばそこで思い違いがあり過失があつたとしても、それをやつた場合には処罰される。ただし、その場合に裁判所は、情状によつてその刑を軽減することができ、これは、情状酌量ということでは裁判所の認定する事柄になつておるわけでありまして、これはいまさら言うまでもありませんけれども、ここでは特に特記しているわけですね。そういう点からいいますと、一体調査は何をおやりになつておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○中平政府委員 これは当然のことでございますが、当該寄附がいつ、どのような形で、どのような事実認識のもとに行われたか、その辺のことを詳細に調べる必要があるわけでございます。

○三谷委員 それをお調べになつておる過程に、すでに当事者からは訂正の届けまで出ておるので、それでは、一体、この調査というものがどの程度進行したのか、お聞きしたいと思ひます。

○中平政府委員 訂正したか訂正してないかということは、これは選管と当事者の問題でございます。して、事実上これは一つでございます。したがうして、そのようなことは最終的な事実認定には影響ございせん。ただ、その過程でいろいろな話が出たことは、われわれの参考には十分なるわけでございますが、事実上一つでございますから、その辺のところはひとつ誤解のないようにお願いをしたいと思ひます。

それから、先ほど何か過失——これは重過失を一応押さえておるわけでございます、なるほど情状によつて裁判官は軽減ができるわけでございますが、これは前提が重過失でございます。重過失といふのは、未必の故意に近いような過失のこととを言うわけでございますから、その辺について十分に調べる必要がある、このようなことでございます。

○三谷委員 それでは、いまなお調査中であるということでしょうか。

○中平政府委員 先ほど申し上げましたように、それぞれの府県警察がそれぞれの実情に即して調査をしておる、そういうことでございます。

○三谷委員 この種の犯罪の捜査に、犯人を特定捜査するという性質のものじゃありませんから、それほど時間がかかることは考えられない。ですけれども、捜査中だそうでありまして、調査の結果をお待ちさせてもらいますが、要するに、この公選法の規定といふのは、腐敗を伴ひやすい政治献金を防止して、選挙の公正を維持すること

を目的にしたものでありますから、厳格な法の執行が必要であつて、世上では何か、訂正の届けを出せばそれでいいんだというふうなことがいろいろ流布されておる。しかも、これも世上でありますけれども、それは警察との合意によつてなされておるといふようなことが盛んに流れておるわけでありまして、そういう状況からいへば、迅速にそして厳格に、この実態を明らかにする必要があると思ひますが、公安委員長、いかがでしょうか。

○世耕國務大臣 御指摘のように、迅速に調べて早急な結論を出すことを期待しているものであります。

○三谷委員 私は、一度お尋ねしたことがありますが、五十五年選挙に当たりまして、各府県のトラック協会が広い範囲の献金を行つておられます。トラックの関係業者は、道路運送経営研究会という政治団体をつくつておられます。それから、トラック協会政治連盟というの組織しておられます。それから、各府県トラック協会政治連盟というの名称では存在しております。これで表面上だけで約三千万円の献金がなされておられます。これは組織実態といふものは、全日本トラック協会あるいは各府県トラック協会と団体異名のものであります。

しかし、これについては時間がありせんからきょうは触れませんが、前回の選挙に当たりまして、全日本トラック協会及び各府県トラック協会が三十三名の議員に対して献金を行つております。この中には、坂田法務大臣、中川科技庁長官、森下厚生大臣等も含まれておりますが、この献金は政治資金規正法の二十二条の三に抵触する

ものではないか。前回、大林選挙部長は、利益を伴わないものは除くという例外はあるが、二十二条の補助金に当たるといふことをこの委員会の審議の中で答えになつてゐる。大久保業務部長は、これは運輸省であります。運輸事業振興助成金は、各都道府県単位の、ほぼ全事業者に組織された公益法人であるトラック協会に交付金を出しておる、その厳正な運用の確保を指導して

おるとお答えになつておる。

一昨年の十月でありましたか、この委員会でもトラック協会の違法献金についてお尋ねしましたが、主務官庁である運輸省は、全日本トラック協会の献金の実態調査や、あるいはそれに基づく指導その他の処置をどのように行われましたのか、お聞きしたい。それから警察庁は、事実関係を私どもの立場でよく調査して、主管の行政庁もあるの、行政庁の判断、行政庁での実態の把握、そういうものを踏まえて、措置すべきものについて適切な処置をする、こゝろお答えになりました。これもその後どのような経過をたどつて、どのような処置になつたのか、お聞きしたいと思ひます。

○大久保説明員 お答えいたします。

全日本トラック協会につきましては、昭和五十四年度決算につきましては五十五年の十二月二日に、それから五十五年年度決算につきましては五十六年九月二十二日に、それぞれ運輸省の担当官が立ち入りまして厳正な監査を行いました。全日本トラック協会から政治献金が行われた事実はございせん。

○中平政府委員 先般、三谷委員から御指摘のあった後、私どももいたしました。警視庁とかあるいは大阪とか兵庫とか関係の都道府県に、国会の論議を踏まえて関心を持って対処するようにという指示をいたしたわけでございますが、その後各都道府県警察からは本件に関して具体的な犯罪の容疑を得るに至つていない、このような報告を受けております。今後引き続き、当然のことでございますが、具体的な犯罪を構成する事実が

した。いまから三年前であります。そのときに、トランプ協会が政治団体も含めて、挙げてこの梃

おりますが、同時に、国に関する政治家に寄附することあるいは後援会に寄附することは禁じられておらないというふうに、それぞれの補助金の出どころによって制限対象が区分けをされておるわけであります。

法人の寄附であつて、政治資金規正法に違反するのは当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○大林政府委員　そういう話になりますと、個々具體の補助金が国の補助金であるか地方の補助金

ように、トラック協会が政治資金規正法上問題となるような行為をしないよう、厳に指導しており

ます。

○三谷委員 厳に指導しておるにしては、一向に実効が上がってないじゃないの。こういう違法な支出を平然と行うのであれば、これはそれ相当な処置をとるべきである。

自治省は、どうなんですか。それまで含めて財源の補てんをされるわけですから、こういうことについて一体自治省はどう考えなのではないか。

○閣根政府委員 私どもは、通達をもちまして助成交付金の交付を行うように指導をいたしておりますけれども、それは、先生御承知のとおり経緯に基づきまして、運輸事業のコストの軽減等を図るという趣旨から行っているものでございまして、交付されました補助金というものはそういう目的に使用されるもの、そういうふうな指導をいたしているところでございますし、また、直接のバス協会なりトラック協会なりの監督の責任のある運輸省にも、そういう指導をお願いをしているところでございます。

○三谷委員 いろいろと運輸省も指導されている、自治省も指導されているけれども、その指導の結果というものが行政行為の上に表示されていない、これはどういうことなのでしょう。今後どうされますか。

○大久保説明員 先ほども御答弁申し上げましたように、政治資金規正法上問題になるような行為をしないよう、厳に指導してまいりたいと思っております。

○三谷委員 自治省、どうですか。

○閣根政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、運輸事業振興助成交付金の本来の目的に沿った使用がなされるよう、引き続き指導してまいりたいと考えております。

○三谷委員 政治資金規正法の二十六条の二によりまして、この種の寄附をした会社、法人の役員、寄附を受ける者は、それぞれ「三年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金」に処せられるようになって

おります。こういう処罰規定まで存在しておりますが、繰り返してこのような違法行為がなされておりますけれども、警察庁はこの実態の上に立ってどのようなお考えか、お聞きしたい。

○中平政府委員 事柄は、政治資金規正法二十二条の三の解釈いかんに係る問題だと思います。政治資金規正法は、本来自治省の所管事項でございますから、まず、立法当局である自治省の有権解釈を踏まえつつ、私どもとしては適切な対応をしてみたい、このように考えております。

○三谷委員 自治省の有権解釈と称するものはどういうものでしょうか。

○大林政府委員 二十二条の三につきましては、先ほど申し上げたとおり、国からの補助金については、それを受けた会社、法人は国の……（三谷委員「一般論としてはわかっておるから、この場合」と呼ぶ）はい。したがって、現在私どもとしましては、交付金というものが地方団体の補助金であるというふうに認識をしておりますので、地方団体の補助金をもらっておるトラック協会が地方団体の関係候補者に寄附をしておれば、これは二十二条の三の違反となるというふうに考えております。

○三谷委員 地方団体の補助金ではないということとを先ほどから私は説明しているわけですが、あなたがそれについて、一種のアンチ的な論理をお持ちであればお聞かせ願いたい。この運輸事業振興助成金というものは国の制度としてできたものである。そしてこれは、基準を定め、地方自治体に支出を強制しているものである。その強制に従って、地方自治体はこの団体に支給している、それだけにすぎない。その実態というものと、あなたがおっしゃっている地方自治体の権能に基づいて独自に出している補助金とは全然違っている。それは同じものなのですか。

○閣根政府委員 法律の解釈は選挙部の方でございまして、この助成交付金の所管を私の方でいたしておりますが、私の方は、この助成交付金につきましては、基本的な性格をいたしましては、あ

くまでも各都道府県の自主的な判断で行われます都道府県の補助事業というふうに考えているわけでございます。

○三谷委員 しかし、それは実態と違っておりやしませんか。都道府県の首長が一定の裁量権を持つて出そうと出すまいと自由である、あるいは率もそれぞれの府県で勝手に決めればよろしい、そういうことになっていくわけですか。つまり、自主的な裁量権を持つ補助金というわけなんですか。そうじゃないでしよう。自治省の事務次官通達や運輸省の通達を見てもすべて率を決めている、そしてそれに基づいて支給することを強制している。そうしますと、これは国の補助金じゃないですか。国の制度じゃないですか。どうしてそれが地方自治体の首長が裁量権を持つ補助金と言えますか。そこをもっとしっかりしてくださ

い。

しかもこういう事柄については、もしも疑いがある場合にはそういう方向に向かないように指導することなんです。これは、国や地方の団体と業者との癒着を防いで選挙の公正を確保するという性質のものだし、あるいは、これは政治資金規正法でありまして、政治活動の中にそういう腐敗や不正が忍び込まないように、それを保障するというのが立法の趣旨であります。だから、そういう疑問のある金については、国が出しているという性質のものでもあるし、また立法の精神からしましても、厳格に取り締まっていくなければいけません。のどと私は思いますが、その点どうですか。

○閣根政府委員 御指摘の通達によりまして都道府県の指導はいたしておりますけれども、これはあくまで指導でございまして、強制にわたるようなものとはなっていないものではございません。運輸事業におきましてコストの軽減等につきましてはより効果を上げますために、都道府県がそれぞれにばらばらで内容の異なる交付金を出すということでは困りますので、整合性をとるために私どもとしては、こういうやり方でやっていただきたいという

御指導を申し上げておるということでございまして、それは最終的に国の補助金なのかあるいは地方の補助金なのかと言われました場合には、基本的にはあくまでも都道府県の補助金である、国の補助金ではない、こういうふうに私は考えているわけでございます。

なお、指導の点につきましては、私どもは、この交付金が政治資金の寄附等の財源になっておるということについては聞いておらないわけでございますし、また、そういうことがないように今後ともしっかりと指導をしていきたいというふうに考えております。

○三谷委員 あなたの答えには矛盾がある。一つは、これが政治資金等になっていることについてはよくないから指導をする、一方においては、これは府県の補助金だから国会に対して献金をするのは差し支えない、こういう結論になっている。全く矛盾したことをおっしゃっている。これが地方団体の自由な補助金だという解釈そのものが、大変無理な解釈、牽強附会の解釈なんです。

先ほど言いましたように、これは軽油引取税の税率改正に端を発しまして国の制度として設けたのだが、その支給の仕方をどうするか、これは府県を通じて府県のトラック協会に金を渡す、全日本トラック協会というのには府県のトラック協会の連合体だから、府県からそこに金を廻して分担をするということになってきた。こういう経過とかあるいはこの金の動きなどを見ますと、これは明らかに国の補助金であって、国はそんなものは関係ありませんと言えものじゃない。あなたは強制ということではないとおっしゃったけれども、明らかに国の制度として地方自治体に強制している。

それは、国として地方自治体に対してこれという命令が出せるわけじゃない。文書の上では要請をするということになっておるようでありましてけれども、それは言葉のあやであって、実際上はやりなさい、やって足りない金は国が出してあげます、こういうわけなんです。これが国の補助金で

はないと言ひ切れない。だが聞いてもそう思う。地方が勝手にやっているんですなどということを言えるものじゃない。国がやらせているということだ。そうであれば、その決定者は国であつて、そこから金をもらうということは政治資金規正法に違反をするという結論になつてくる。大臣、どうですか。

○世耕国務大臣 この交付金の性格からいまして、基本的には、先ほどから政府委員が答弁していただくとおり、県が自主的に判断した県の補助金であると考へております。

○三谷委員 あなたは、先ほどから私の言っていることを聞いていらつしたのですか。自主的に判断したなどというものはないじゃないですか。これは先ほど言ひましたように、軽油引取税の審議から始まりまして、そして国がつくり出した運輸事業振興助成金という制度が基本になつてゐるのです。それを地方を通じて一定の率を決めて交付させている、交付しましたその補てん財源は国の交付金で支弁をする、こうなつてゐるわけですが、これが地方の自主的な補助金だなどということはどこを突けば言えますか。そんな簡単なことをおっしゃつてもらつては困る。もう少し論理性のある答弁をなさい。

○関根政府委員 先ほどから申し上げておりますように、政治資金規正法の方で、補助金の性格によりましてその対象の規制を分けてゐるわけでございます。国の補助金であるか地方の補助金であるかの違いによりまして答へが違つてくるということになるわけでございますが、私も、この運輸事業振興助成金はあくまでも地方の補助金である、こういう性格を持ったものだといふふうに考へております。

もちろん野放しといひますが、都道府県が全く独自に出してゐるというものではない。いろいろ経緯がありまして私も通牒を出し、また財源といひましては交付税の需要額にこれを織り込んでゐる、そういう性格のものである。そういう経緯なりやり方というものはありますけれども、

最終ぎりぎり詰めた場合に、この補助金の性格が国の補助金なのか地方の補助金なのかということになれば、地方の補助金というふうに解釈せざるを得ないということをお願いしてゐるわけでございます。

○三谷委員 それならば、国の選挙に幾ら金を出しても構わない、そういう結果になるわけですか。

○関根政府委員 幾ら金を出してもいいのかわつたことを言つてゐるわけではございませんで、この補助金が政治資金規正法上、国の補助金であるのか地方の補助金であるのかというふうに問われれば、それは地方の補助金というふうに考へるべき性格のものであるということでございます。

なお、補助金として交付されたものの使途につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、補助金の本来の趣旨でございます。運輸事業のコストの低減等に資するために十分使つていただきたい、こういうことを指導を申し上げておる次第でございます。

○三谷委員 そうしますと、前回大久保運輸省業務部長がおっしゃつてゐるのは、「各都道府県単位に、ほぼ全事業者に、組織された公益法人であり、その厳正な運用の確保を指導してあります」とおっしゃつておる。つまり、このような交付金を国の制度としてつくつて出してゐるとおっしゃつておる。

あなた方は、どうも逃げ口上を盛んに設けようとするけれども、地方の自主的な補助金だといふ論理はここでは成り立たぬのだ。なぜ成り立たぬかと言へば、その制度自体を国がつくつて、率も国が決めて、それを地方に対して強制してゐるわけだ。そしてそれをやつた場合には、つまり財源は全部国が見てやるというわけでありまして、それから、それは地方団体の方はそれに従つていくのがあたりまえなんだ。一貫して国の制度として地方に対して押しつけられてゐる。まあ押しつけられると言へば、あるいは語弊があるかも知れま

せん。とにかく、金は使つたものは出すわけだから、地方の方は何の痛痒もない、これという個別の行政上の責任というものはそこには生じてこない。金は国からもらえる、そして率も国が決めてきた、国からそういう通達が来ておるといふわけのものであります。それで、どうして地方自治体の自主的な補助金と言へますか、言へるわけがない。

これは、もう少し研究してもう必要がある。この場に臨んでそういう率強付会合議論をするのではなしに、実態をよく見て、そしてその場合に政治資金規正法や公選法の関係であります。この場合は政治資金規正法でありますけれども、こういう国の補助金を受けてゐるものは国会議員の選挙に金を出してはいけないという禁止規定があるわけでありまして、その立法精神というものを十分に酌んで、この問題の本質というものについても適正な判断を下すべきだと私は思つておりますが、どうでしょうか。

○大久保説明員 先生のお言葉でございますが、拝聴しております。私があつかもこの運輸事業振興助成交付金は国が支出する国の補助金であるかのごとき発言をしたかのような御発言でございますが、そのような発言をしたことはございませ

○三谷委員 五十五年の十月二十四日の速記録がありまして、あなたがたがおっしゃつたのは、「貨物自動車運送事業の適正な運営と公正な競争の確保により公共の福祉に寄与する」ということを目的として、各都道府県単位に、ほぼ全事業者に、組織された公益法人でありますトラック協会に交付金を支出いたしまして、地方自治体が支出したと書いてない。運輸省が支出いたしまして、「その厳正な運用の確保を指導してあります。」と言つておる。これが速記録だ。そこはどが違ふのだ。

○大久保説明員 お答えいたします。私の言葉が不足らつたかと思ひますが、「交付金を支出いたしまして」といふのは県が支出いたしましてということでございますが、

の厳正な運用の確保を指導してあります。」というのは運輸省が指導してゐる、こういう意味でございます。

○三谷委員 どうも最近お答えになることが、ぼろつくりい盛んな強弁をなさつてゐる。自治省の答弁もそうなつてゐるのだ。運輸省もそうなんだ。ここで前段から読んでくるならば、これは府県が交付金を支出してゐるわけじゃないのです。この流れを見れば、国の方で運輸事業振興助成金というものがつくられて、そしてそれを各都道府県単位にトラック協会に交付金を出してゐる、こう言つておるのだから、前段のこの制度の問題、それから財源の問題などから見ましても、これは都道府県が支出してゐるということになつてゐない。もういい、いまだ答弁したつてだめだよ。この文章を見れば明らかだ。いまごろになつて、いかにしてこの事態をごまかすためにいろいろな遁辭を設けようかと努力してゐるわけだけれども、こんなことは聞いておればみんなわかることなんだ。これはきつめて明確な答弁をなさつておるわけだ。

それで、この問題についてはもう少し研究してもらいたいが、どうなんですか。これは国のものじゃありませんで済みますか。国のものじゃなければ、国の方は財源の責任を持ちません。あるいは、随時それぞれ好きほうだいな交付金を出す、または削つてもいいわけなんですか。もつとも削る必要はないのだ。国が出すわけだから、地方は削るわけはない。もしも地方の責任に属するものであれば、地方はこの補助金を削つて、そして一般財源を余すという措置ができませんけれども、要するに交付税で全部埋めていくわけだから、地方の方はそういう裁量権を働かせて、削減をするとかあるいは増額をするとか、そんなことは全然する必要がないわけだ。そういう保障になつてゐるということなんだ。だから、これは国の制度だといふことが言へるわけだ。しかも、このようにしまして、国の制度として各府県において同一にやられてゐる、全国一様にやられてゐる、国の基

準でやられておるわけなんです。それがどうして国の補助金ではなしに地方の自主的なものでありますなどということを厚くましく言えますか。そんなのはだれも納得しませんぞ。どうです、この問題についてはもう少し研究して、もっと納得のできる見解を示してもらいたい。

もしも、府県が支給を停止してもいいわけですか。恐らく府県は停止はしない。する必要がないからだ。それは国が金を保障しているからだ。停止をすれば、国から交付税の配付がないというだけのことだ。つまり、ここでは完全に国のシスエムになつていふということだ。そのことをあれこれといういろいろな詭弁を弄してごまかそうとしたところで、この客観的な事態というものは明確にこれは国の補助金である、国の制度である、こうなつてゐる。どうですか行政局長、これは検討してもらわぬといかぬ。

○閣根府委員　国がいろいろ御指導を申し上げて、しかも財源のめんどうまで見ている助成交付金であることは間違ひございませんけれども、最終ぎりぎり、この助成交付金が国の交付金なのか地方の交付金なのかどっちなんだということになれば、これはあくまでも都道府県の、地方の補助金であります、地方の助成交付金であります、こういうことを申し上げているわけでございます、そして、その点についてはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、そういう経緯があつて出ている交付金であるから、その使途等について、本来の交付の目的のとおり十分に効率的に使われるように指導せよ、よといふ御題旨もあると思ひますので、そういう点については従来から私どもやってきましたつもりではございますが、今後ともそういう方針で指導を
してまいりたい。

しかし、都道府県のパス協会なりあるいは全国トラック協会なりというものの直接の指導監督権というものは、多分運輸省にあるのではないかと、うぶうに理解しておりますが、運輸省にも、さらに徹底した指導をしていただくようにお願いをし

死にいたることを考へております。○三谷委員　その指導というのは、政治資金規正法に反するよきな献金をしてはいけない、そういう指導という意味ですか。○関根政府委員　法律に違反しないような使用をするということは当然のことであります。それを超えて、さらに有効適切に使用されるように指導していただきたいというように考へているわけでございます。

○三谷委員　しかし、あなたの解釈でいくと、法律に違反することにならぬわけだ。地方の自主的な判断に基づく補助金という解釈に立てば、国の議員の政治資金に対して幾ら献金しようとはこれは構わない、法的には。そういう結論になってくる。それが前提になっているわけですか。

○関根政府委員　そういう意味に理解をされると困りますから、先ほどの答弁におきましても、法

律違反を起こさないことは当然のこと、それ以上にさらに有効適切に本来の目的に即した使用のされ方がなされますように指導していただきたい、いきたくないということを申し上げたつもりでございます。

○三谷委員　あなたの答弁も全く矛盾に満ちたものであって、これが地方団体の自主的な補助金であれば政治資金規正法上の制限を受けないわけだ。だから、それは違法行為と言えなくなってくる。だけれども、あなたは、そのことをやはり阻止しなくてはいかぬとおっしゃっている。それは恐らく、何というのですか、道義的なのといいますか、そういう趣旨のものかわかりませんけれども、おっしゃっている。

いずれにしましても、この問題につきましては、あなたがおっしゃいますように地方自治体のは、補助金などは私どもは受け取りません。だって、この支出の決定者は知事じゃないわけだ。知事には決定する権利はない。決定権があるのは国だということだ。だからこれは、地方は国の通達に従って、ちゃんと国の財源の補てんに従って自動的にやっているというだけのことでありまして、そ

こには地方自治体の首長の裁量権が全然認められていない。そういう性質のものです。従からこれは、いまのあなたの方のお答えでは私どもは納得しませんし、それから首尾一貫しない、お答えが。政治資金規正法違反が存在するかのような、しないかのようなことにもなってくるような答弁をなさってゐる。これは、時間がありませぬから、きょうはこれぐらゐにしておきますけれども、なおこの問題については一層研究してもちいませんと、このままで了解というわけにはまいりませぬ。

時間が来ましたから、終わります。

○中山委員長　午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時四分開議

午後一時四分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田島衛君。

○田島委員　まず大臣に、基本的な問題として、大臣みずから民主主義は健全な地方自治の基盤の上に成立するものと確信しておられるということですが、その地方自治について、憲法ですらわざわざ一条を割いて地方自治の本旨をうたつておるのです。ところが、その地方自治の本旨ということとはありとあらゆることへ出てくるが、地方自治の本旨とは何ぞやということについては明らか

○世耕國務大臣　御指摘のように地方自治の本質の問題でございますが、地方自治というのは、私は、地方公共団体が自主的にまた自律的にその能力を発揮することのできる制度である、こういうふうに解釈しております。

それは、さらにもう一つ広げますと、日本列島は北の方から亜熱帯に近いところまでずっと横たわっておりまして、各地方によりましておのおのみんな歴史とか文化とか風土とか気候とか慣習とか生活様式とか違うものでございまして、その地方の住民のいろいろなそういう成り立ちの上に立って各地方自治体があると思うのでございます。民主主義の一番基盤であるというふうに御指摘になりましたが、そういった地方自治のあり方というものを私は考えておる次第でございます。

○田邊盛賢 大衆申しわけないのですけれども
自治大臣になられた世耕先生にはもう少し突っ込んで勉強をしていただいて、ぜひとも御就任中にさすがにござりっぱな実績を上げられたというふう
にひとつお働きを賜りたいと思うのですが、時間を節約する意味で、私の方から今度は反対に、こ

ういふこと、とういうことじゃなかろうかと思つけれどもいかがですかというふうに聞かしていただきます。その方が時間が速いと思いますから。

まず一つは、地方自治の本旨というべきものの絶対要件は住民の意思の尊重、そして住民福祉への貢献、これが絶対条件の一つだと思ふのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣　御指摘のとおりだと思います。

○田島委員　それから二つ目は、そういう住民の意思を最大限度に尊重してもらう、住民福祉への貢献を地方自治でやってもらう。そういうことをやってもらうのはただ無償でやってもらうのじゃなくて、住民は、そういうものを与えられるためには当然税金等による応分の負担の義務を負う。これも要件だと思いますが、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣　おっしゃるとおりでございます。

○田島委員 もう一つ、それらの二つの要件を受

り、なるべく自治体が独自の財源を確保するよう
な方向にたどっていくのが、本来のこれからの新
しい地方のためのあり方ではないか、そのように
考えております。

○田島委員　そのことでは、また後でもっと詳し
く突っ込んで応答することになります。

次に、定員管理の問題。「定員管理の適正化等」
により地方行政運営の合理化を図る、こうあり
ますけれども、「定員管理の適正化」とは言う
が、一体どの程度の定員がその行政に対して適当
であるかというをはかるような方法を考えた
ことがあるのか、そのような努力をしたことがあ
るのかどうか。

○大嶋政府委員　定員につきましては、国の配置

基準等によって定まってくる定員というのは相当部分ございます。これにつきましては、関係各官庁の協力を得まして定員の適正化の努力を進めてまいりたい、このように考えております。

それから、地方自治団体独自で定員管理ができるというものにつきまして、私も現在研究会をつくっております。そこでどれぐらいの定員が適正なものであるかということと算定する手法を現在研究中でございます。間もなくまとまると思っておりますが、まとまりましたら各地方公共団体へお示しをしまして、それによりまして適正な定員管理を図っていただきたいと思います。このように考えまして現在研究を進めておるところでございます。

○田島委員 とにかく、長期的展望というのだから気が長いことはよくわかりますけれども、「新しい時代に即応した」、即応ということはずいぶんこれに即じてやれることですからね。そういうようなことを考えてみると、いま定員の適正配置等について一生懸命研究しているということですから、本当はそれが終わって手が打たれていないわけじゃない。

先ほど「新しい時代に即応した」とはどういうことかと言ったら、高度経済成長が終わって大変経済情勢としても変化がある、その変化に即じた云々という説明もあつたくらい。その高度経済成長が終わったのはとつと昔。だったら、その終わったときじゃなくて、もう終わりをうたうときぐらいに、新しい時代に即応した定員とはどうあるべきとか、財政はどうあるべきとか、考えられてしかるべきじゃないかと思うのですけれども、いまのお答えだとまことにさびしい限りだと思ふのです。

現に部長、その定員というのは本当にかめさすかということ、この行政に対してまことに適切なものがない、しかも十分である定員とはどのくらいだということをいま測定できますか。できるかできないか、できないと思うのだけれども、どうですか。

○大嶋政府委員 御指摘のように、一つの地方団体が何百何十人が適正であるというふうなことは、これは確かに非常にむずかしい問題でございます。ただ、全体を眺めてみました場合に、一つの努力目標も加味して、各団体の面積なり人口なり産業構造なりいろいろな要素がございます。そういう要素を取り入れながら計算をしてみますと、大体これくらいになるというふうなことはできるということ、その前提でいま作業を進めておる、こういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

○田島委員 それも後でまとめることにして、今度は公営企業です。「地方公営企業につきましては、その経営の健全化を図るため」、「経営の健全化を図る」と大臣言われる以上は、不健全であることを御認識だからそういうふうな言われるのだからと思うわけで、その点では同感でありますけれども、まことに不健全そのものの、その不健全の原因はどこにあると思われるか。大臣にもし御理解あるところあればお答えいただきたいし、さもないければほかの者でも結構です。

○土屋政府委員 ただいまお示しのごさいますように、一時公営企業の経営もよくなりかけておりました、五十五年度あたりの決算を見ましても、全般的に前年度よりも悪化しておるわけでございます。それはどこにあるかというところになりますと、経営上のいろいろな資材の値上がりとかどうとかというところもございますけれども、やはり内部的な改善合理化がまだ不徹底であるという面があると言わざるを得ませんし、また適時適切に料金改定もいたさなければならぬのがおくれしておるというふうなこともございます。

また、一般財源との経営負担区分についても、適正な運用をさらに進めるべきだと思っておりますし、企業によつても違いますが、企業努力だけではどうにもならないいわゆる企業環境、交通で申しますならばいまの都市の渋滞といったような交通環境等の問題、そういったものもいろいろあるわけでございます。そういうものは自治省だけではできないので、関係各官庁と力を合わせて解決をしましてまいらなければならないと思つておる次第でございます。

○田島委員 そのらの点でも、どうも認識に甘さがある。端的に短く言う、公営企業は何で不健全になつてゐるか、公営だからです。中身を分析すればたくさんあるけれども、一番短く言う、不健全になつてゐる最大の理由は公営であるからです。そう思いませんか。

○土屋政府委員 何と申しますか、昔から武家の商法といったような言葉がございますが、親方日の丸的な甘えがあつて、経営の健全化について徹底を欠いておるといったようなことが指摘される面もございますので、そういった面は反省しなければならぬと思つております。

しかしながら、ただ公営企業の場合は、たとえば病院でございますと、どうしても僻地医療とかいろいろな採算に合わないこともやらなければならぬといったことなどもあるわけでございますので、一概には言えないと思ひます。ただ、お示しのように、公営であるからと言われた事柄の意味は、私も私も十分反省しなければならぬと思つております。

○田島委員 私は、物を言うのは余り上手でないし、短絡的に物を言いますから、多少乱暴な言い方かもしれませんが、要するに経営努力というものが自分にはね返つてくる形とはね返つてこない形と、ここから生まれてくるものが大変大きい。本当はそれは関係ないはずなんだけれども、人間というのは大変横着で、一生懸命努力しなくても大して変わりがなとなると、楽な方がよくなるのです。だから、公営ということが、言うならば経営努力というものが直接自分の利害に關係ない、こういう形であることが人間の弱い悪い面を刺激してしまつて、そしてその経営内容をごんごん悪くしてしまふ。

一つの例が、たとえば公営のバスと私営のバスとが一緒に走っている。私営のバスは、後から来る

ても追い越して行く、そして早く停留所へ行つて人を乗せる。私は、前にも言ったことがあるかもしれないけれども、ところが公営バスは、どうぞお先へと悠々と譲る。そして、だれもいなくなつた停留所で、ああ乗せなくて手数が省けて結構だ、こういうことなんです。大臣は、そういうことは御存じないでしょうか、これじゃ公営企業の成績は上がらない。

これはほんの小さな一例を挙げたのですけれども、事ほどさうに、経営の結果がどうなるかと知つたことではない。だけれども、全部が全部じゃないのです。どこの職場の職員だつて、中にはそんなことでは困るなと思つてばな職員だつてたくさんいるのだけれども、どうしても人間というのには安さについてしまふ。だから、そんなに夢中になつて働かなくなつてもらえるものはないとすると楽の方がいい、こういうことになつてしまふわけです。だから、公営企業の健全化を図るといふなら、これらのところを抜本的に本当に思い切つたメスを入れていかなければ直りません。いまのお役所のお考えのような考え方でやつていつたつて直らない。だから、本当に健全化を図らうと思ふなら、その公営ということの中でも直るのか、公営という形のままだと人間人間の弱さをどうしようもできないんだつたら、その公営という形をやめてしまふか、どつちかにしなければだめだと思ふのですけれども、どうでしょう。

○土屋政府委員 公営企業として行つておるにはそれなりの意味があるわけでございます。先ほど申しましたように、採算の合わないところをやるといったようなこともございます。いわゆる行政路線といったようなものも交通にはございまして、いろいろな理由があるわけでございます。病院にいたしまして、他の民間病院ではうましくこへ立地し得ないようなところを、採算が合わないけれどもやらなければならぬような場合もあるかもしれないし、いろんなことがございますから、先ほどから申し上げましたように、一概には

申せないわけでございます。と同時に、また経営努力によって改善できる道もあると思っております。

ただ一番基本になります、いまおっしゃいましたようにいわば親方日の丸的な気持ちで経営をしておいたのでは、いろんな手を打ち、補助を幾らつぎ込んでいかなうまいかというところにもなりかねないわけでございますので、まずその経営をしていく場合の経営者なり職場なりの基本的な気持ちというところに重要な問題があると思っております。当然そういうことを指導しながら、また外的ないろいろな環境の整備合理化ということも当然図っていくかなければならないと思っております。全体として公営企業に求められておる面も相当ございますので、これをやめてというわけにもなかなかまいらないと思っております。与えられた要件の中で最大限の努力をし、合理化を図っていく道が、最善の方法だと思っておりますわけでございます。

○田島委員 もう一つ、公営企業の料金というのは公共料金と称するものなだけども、本来、公営企業というものが、そしてそこに公共料金というものが理由、意義は、一般の企業の料金を余り上げないよう抑えるためであるのが本来の役目なんです。ところが、最近の公共料金は、本当に一般の料金を上げないよう抑えているのか、そうじゃないのです。先に公共料金が上がる、うちが上ったんだからどうぞ皆さんお上げなさいと、一生懸命一般料金の値上げを引っ張っているんだ。これだったら、もう公共料金を取る公営企業の存在意義はそれだけでもない。いわずや、そこが大赤字を出して、一般財源から繰り出したりなんかしてやっているんだから、まさに地方自治の本旨に相反するものだと言えませんか。

○土屋政府委員 料金の決め方は、公営企業といえども企業でございます、収益によって賄っていくのが原則でございますから、そこらのことを考えて適時適正化を図っていくべきだと思います。

ただ、おっしゃいますように、公共料金という立場から見れば、まさに経済に与える影響、国民の生活に与える影響というものを考えて、むやみに上げないようないろいろな配慮が経済企画庁等を通じて払われておることは、御指摘のとおりでございます。

ただ、いまも申し上げましたように、そういうことではございますが、全体として必要な料金としての成り立たないということもございまして、いろいろ料金についての批判もあるわけでございますが、適切な料金を関係省庁とも相談しながら認可をしていくということになっておるわけでございます。

それが合理的であるかどうかということになりますと、率直に申しまして都市によっても違うわけでございますけれども、たとえばある大都市でありますと職員の給与が高い、年齢構成が高い、いろいろなことなどがございまして、交通渋滞等の環境の悪化等も伴いましうまいっていいないというところでございまして、ただ、それがうまくいかないからといって料金の値上げのみによって処置をしていくというところは、これは全くおかしな話になってまいりますので、先ほどから申しますように非常にむずかしい問題でございまして、私も、私どもとしては総合的に関係省庁とも相談しながら、公営企業を全廃できない状況のもとにおいては、何らかの合理化の方向を求めていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○田島委員 地方財政が苦しくなれば当然税財源の充実を考へる。この自主財源の充実を考へることはいいのですけれども、その充実という名にしておいたとせば公共料金をばかばか上げる、いろいろ他の使用料、手数料も上げる、これじゃだれでもできることで、上げずにやらなければならぬ話ではない。特にいまの公共料金のように、公共料金であれ公営企業であれ、本来何のために

そういうものがあるのかということと考えたら、公共料金というのは上げることは恥、上げずに抑えてこそ初めてこりつばと褒められるんで、公共料金をばかばか上げることはだれでもできる。そういうことを考へて自主財源を充実するなんていうんだつたら、本当に無能もはなはだしと言わざるを得ないと思うのです。

時間がだんだんなくなりますから、そろそろまとめに入りたいと思うのです。私が冒頭に、地方自治の本旨とは一体どういうものであろうかということをお二人と一緒に復習してみたいと言って、できるだけ短い時間に同意に達したわけですが、地方自治の本旨の中の絶対要件として住民意思の尊重というのがある。その住民意思の中には、こういうことをやってほしいという意思もあれば、めっちゃくちゃに何か取るな、公共料金を上げるな、税金そんなに上げるなという意思もあるのです。ただし、二番目に言ったように、出すものを出さぬで住民の福祉のために役所は一生懸命やってくれ、おれたちの意思は一二〇％のみ取ってくれなんて言つたて、それはわがまま。それを望む以上は、それに応じた応分の負担をする義務がある。

だからその義務については、これは地方税法のときにまたやろうかと思ひますけれども、いまの住民負担のあり方そのものだって、もう一回再検討していいと思うのです。新しい時代に即応したとか長期的展望に立つての地方行政の検討ということは、そういう意味で地方自治の本旨という点から考えたら、いまの住民負担というのは本当に公平なのか、公平を求める余り反対に不公平になっていっているんじゃないかということだって考えられなくはない。

それから、いま議論した公共料金の問題とか使用料、手数料の値上げの問題とか、果たしてこれが住民意思に沿うものなのか、それからまた二番目の、住民がその意思を尊重され、その福祉のために役所の行政サービスを受ける、その受けるかわりに義務を負うところの負担の範囲に入る

だろうか、そうじゃなくてむしろ無理やり押しわされている負担になりはしないだろうか、こういうところこそ検討をしなければいかぬところだと思ふのです。

何か、月並みに表面だけなですって終わっているようにすけれども、折に触れて地方自治を考へ直すというのには、新しい時代に即応した自治のあり方として、新しいものを考えるのではなくて、むしろ地方自治の原点に返ることだと思ふのです。とすれば、公営企業の問題に当たって、おのずからどうしなければならぬかということについての勇気ある決断が出てくるだろうと思ふし、その手法も生まれてくるだろうと思ひます。

それからまた、公務員についてもそうです。たとえば東京都、意図者でしようがないということでも罰を与える。与えたと思つたら、与えた同じ者に勤勉手当を与える。私は東京都出身ですから、東京都の受ける大変不利な立場についてはこれを取り上げるけれども、同時に、たとえ東京都庁がやることであつても、都行政の中にあることであつても、おかしなことはおかし、悪いことは悪い。給与の問題もしかりだと思ふのです。やはり東京都などというのは、全国都道府県、市町村に先んじて範とならなければいけない。悪い方の範をたれるなんて、もつてのほかだと私は思ふのです。

そうしてみると、鈴木知事も余り大した知事じゃないなという感じがするのですけれども、それはよいこととして、公務員に対する処遇の問題も、私はただ何でもかんでも締め上げるばかりやれとは言いません。人間と機械の違いは、機械は一馬力はあくまでも一馬力、どんなになでたつて、さすつたつて、一馬力のモーターに一馬力以上の負荷をかければ焼けてしまふ。だけれども、人間様はそこはあがたいもので、本人がやる気になってやつてくれれば、一馬力のものが二馬力にも三馬力にもなる。要は、公務員の処遇とは誇りを持たせること。給料の多い少ないとか手当がどうかとか、大体

そんなことを言っていること自体がまだ誇りを持っていない証拠。本当におれがこの立場にあつたときにこそさういふことをやつたんだ、おれだからできたんだという誇りを公務員が皆持つようになったら、そんなばたばたしなかつたって、給料もどんどん上げてやつたって、それなりの成果も上がるし、またそんなに人数大ぜいなくなつたって仕事もできる。要は、形じゃなくて、一人一人の持つ誇りの問題だと思ふのですよ。

だから、公務員行政なんか少し角度を変えて、与える物の多いとか少ないとか、与え方がどうだとか、そんなことばかり言つてないで、公務員とはいかに誇りある存在であるかというこの再教育ぐらいやつてみたらどうかと思ふのですけれども、いかがでしょうか、大嶋公務員部長さん。

○大嶋政府委員 ただいまお話にございました点は、私もまことに思ふところだと思ひます。やはり人間でございまして、その仕事に生きがいを感じ、そして誇りを持って仕事をしようというものは絶対に必要なことでございまして、また、そういう職場であつてほしい、このように考へております。といひましても、労働者でございまして、適正な対価はもちろん支払つていただかなければならぬということになるかと思ひますが、いま御指摘の点はまことにございまして承つておりました。

○田島委員 もちろん、生活経済というのを見逃すことのできない重要なことですから、その給与の面も一生懸命考へてあげなければいけませんけれども、ただ、さつきも私が例に挙げたように、一面においてはその勤務状態がけしからぬといつて罰を与え、その罰を与えた者に勤勉手当を与える、これは精神分裂症でもなければそんなことはやりませんよ。そんなことがあり得る公務員のいまの給与体制がそれでいいと思つたら、指導監督する方もこれは少しおかしいんじゃないのか。どうですか。

○大嶋政府委員 御指摘のように、確かに仕事は

ルンズだからといって処罰をした、そういう職員に勤勉手当を支給するのは何事かという御指摘も、まことにございまして。ただ、東京都の方で支給をされましたのは、当時、都の議会でも御質問があつたように新聞等で承つておりますけれども、人事委員会の支給規則等によつて支給されたと同つております。そのこと自体がいのが悪いのかというところにつきましては、これはやはり大方の納得を必ずしも得られると思ひませんので、よくあり方というものは検討してみなければならぬ、このように考へております。

○田島委員 何かという検討したいと言ふ。日本語というのは大変便利重宝で、検討すると言われれば、じゃ検討しなさいで済む場合もあるけれども、意地悪く聞けば、一体いつまで検討して、いつその結論を出しますか。検討というのは何年くらいかかつて、そしてその検討の結果、結論が出たらどういふふうになりますか。もっと意地悪く聞けば、検討しなればわかりませんか。そこらにいる町の人に、同じ一人の人間に勤務状態が悪いからといって罰を与えた、その後すぐ勤勉手当を与えた、これをおかしいとおかしいか聞いてごらんない。おかしくないと言ふ人はいないと思ふ。百人が百人、それはおかしい、そんなことがありますが恐らく言うだろうと思ふのです。あるのです、それは公務員と名のつく者にあるんだと言つたら、それは公務員の誇りがなくなつてしまふでしょう。それを検討しなければわからぬということではまことに困るのですけれども、部長さん、どうですか。

○大嶋政府委員 私、先ほど大方の納得を得られるとは思ひません。申し上げたつもりでございまして。したがういふやり方がいゝといふことを言つてゐるわけではございせん。ただ、国家公務員等の取り扱い等もございせんので、そちらの方もひとつ研究してみなければならぬという意味で検討を申し上げたわけではございせんが、私が答弁しております方向ないしは趣旨としては、世の中の納得は得られないという前提に

立つて御答弁を申し上げてゐるところでございします。

○田島委員 そこで、行財政の見直しについて、もう一回お互いに検討してみたいと思ふのですけれども、先ほどは国と地方との事務配分の問題だとか、高度経済成長が終わつた後の変化に伴う見直しとか、そういう御説明があつたのですけれども、私はそれも一応はうなずける。うなずけるけれども、そのことはあくまでも枝葉の問題であつて、根本的な問題は、本当に住民の意思を尊重し、その住民の福祉に貢献するためにはこの仕事、国がやるべきか地方がやるべきか、この税金、地方の税収として納められるべきか国の税収として納められるべきか、こういうことこそ検討されるべき問題だし、それから住民負担の問題も、本当にその住民の意思が尊重され、その福祉への貢献を行政に求めるなら、やはり住民はそれなりの義務、税金等によるところの負担の分任の義務を負う。この義務のあり方に本当に不公平がないかどうか。いままでの税の不公平とか公平というものの考へ方は、それはそれとして、いわゆる地方自治の本旨からするところの負担の公平というものをもう一回見直していゝんじやないかと私は思ふのです。

それから福祉そのものにしても、福祉いろいろある。福祉の一番大きな目標とするところは、人間を生かすことだと思ふのですけれども、たとえば足の不自由な人を見つけたら背中へおぶつてやるか車へ乗せてやる、これが大変親切、福祉だと言ふ人もあるでしょう。だけれども、私はそういうのがそれとなく注意をしてあげる、転びそうになったら支えてあげる、立ち直つたらまた手を放して自分で歩かせてあげる、これが本当の福祉だと思つてゐるのですよ。

ところが、何でもかんでも、足がちよつと不自由だと言つた場合も含めて、車に乗せて一生懸命費用をかけてやる。これでは、福祉を幾らやつた

てなかなか十分だというわけにはいかないし、それでいてその人の足、不自由な足がびんびき歩けるようになるかといつたら、歩かせればゆつくりなら相当歩ける足まで全然歩けなくなつてしまふ。こんな福祉は、にせものの福祉だと思ふのです。私の言うことを、それは賛成する人ばかりじゃないでしょうから、いろいろ御意見があるでしょうけれども、考へ直して見る必要もある。要は、その考へ直して見る基準はどこに置くかといふと、私は、少なくとも地方行政については地方自治の本旨だと思ふのです。

だから、冒頭にそのことについてお互いの合意を求めたわけだけれども、あくまでも住民の意思の尊重、住民の意思に逆らつてやることというのは、やはりよろしくないと思ひます。税金を取ることだつて、何やることだつて。それから、住民の福祉のために一生懸命貢献してやらなければいけない。これは絶対要件でしょうけれども、そのためには、住民は、そういうことをやつてもらうためにちゃんとそれに相応する負担の義務を負う。これは金持ちも金持ちでないも、それなりに応分の負担を負うべきだと私は思ひます。それから、そういう住民の負担を伴う仕事をやっているだけに、「最少の経費で最大の効果を挙げよう」にしなければならぬ。これは地方自治法の中にちゃんと明文で規定してあるところ。明文で規定してあつたら、経費は最小でなければならぬはずだ。ところが、往々にして最大の経費で最小の効果なんというのではないでしようけれども、まさかそうじやなからうかなと疑わしめるような場合だつて、なきにしもあらずだと思ふのです。

この三点に、もう一回原点に戻つていただいて検討していただければ、そこにおのずから税財源の配分の問題、地方交付税法の抜本的見直しの問題、あるいは公営企業というのに対する抜本的な再検討の問題、健全化がいののか、そんなものやめてしまつた方がいいのかの問題、それから、およそ一般住民から見たら何をやってゐるのかと

言われるような公務員行政に対する目の覚めるような改革が生まれてくると思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○世耕國務大臣 いろいろな点を御指摘をいただきまして、非常にありがたいわけでございます。おっしゃること、すべて私が常日ごろ思っていることに近いものでございまして、今後とも尊重してまいりたいと思います。

○田島委員 行政、財政の改革ということは、国においても地方においてもなかなかむずかしいことでありまして、それはむずかしいというところをいろいろの機会に、いろいろな形で証明されているのですから、大変なことだと思えますけれども、それが大変だというだけで何もされずに終わってしまつては、いささかも前進も進歩もない。やはりだれかが、いつか大変な勇気と決断を持ってそれに取り組んでいただく、これが道を開くことになるだろうと思うのです。

私は、別にいままでの自治大臣に期待、希望を持たなかったわけじゃありませんけれども、新しく大臣になられた世耕さんに最大の期待をかけて、その勇気と決断を求めたいと思いますし、やはり大臣をしてその勇気と決断を覚悟させるのは、大臣を取り巻く実質的な行政の幹部の皆さんたちだと思つてます。先ほども申し上げた公務員の誇り、その公務員の中でも本心に数えるほどしかおられない大幹部の皆さん方の、おれがこの職にあつたときにこれをみごとにやつてのけたという、その心意気がどこかで出てほしい。そうしたら、きっと地方自治の歴史のページを飾るか飾らぬかわかりませんが、われわれのように少なくともそれに関心を持った者は、いつまでもその名前を忘れないであらうと思うのです。

時間はまだ少し残っておりますけれども、別に時間いっぱい使うことをとらしとせませんから、以上を申し上げまして、大臣以下の皆さん方のせつかくの御努力を期待して、質問を終わります。

す。ありがとうございます。

○中山委員長 この際、昭和五十七年度地方財政計画について説明を聴取いたします。世耕自治大臣。

○世耕國務大臣 昭和五十七年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和五十七年度の地方財政につきましては、引き続き厳しい状況にあることにかんがみ、おおむね国と同一の基調により財政の健全化を促進することをめどとして、歳入面におきましては、地方税源の充実と地方税負担の適正化を図るとともに、地方交付税の所要額を確保することにし、歳出面におきましては、経費全般について徹底した節減合理化を行うという抑制的基調のもとで、住民生活に直結した社会資本の整備を計画的に推進し、あわせて地域経済の安定的な発展に資するため必要な地方単独事業費の規模の確保に配慮するなど、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本としております。

昭和五十七年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定しておりますが、以下その策定方針について申し上げます。

第一に、地方財政の実情と地方税負担の現状とを勘案し、法人の住民税及び事業税について徴収猶予割合を縮減するとともに、市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税の適正化措置等について所要の措置を講ずる一方、個人住民税所得割について、低所得者層の税負担に配慮するため、その非課税限度額を引き上げること等により、地方税源の充実と地方税負担の適正化を図ることとしております。

第二に、地方交付税について、昭和五十七年度の地方財政の円滑な運営のために必要な額を確保し、あわせて中長期的な財政の健全化に資するための措置を講ずることとしているほか、地方債について、施設整備等に必要額の確保を図りつ

つ、全体としてはその発行規模を縮減するとともに、資金の質の改善を図ることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住民の福祉の充実、住民生活に直結した社会資本の計画的整備及び地域経済の振興等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、投資的経費に係る地方単独事業費の所要額を確保するとともに、福祉施策の充実、教育振興対策等の推進を図ることとし、また、過疎地域等に対する財政措置を充実することとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化、一般行政経費の抑制及び国庫補助負担基準の改善を図るほか、年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるように必要な措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、四十七兆五千四百二十二億円となり、前年度に比し二兆五千三百三十三億円、五・六％の増加となっております。

以上が昭和五十七年度の地方財政計画の概要であります。

○中山委員長 以上で説明は終わりました。

○中山委員長 次に、内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。世耕自治大臣。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○世耕國務大臣 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人の住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、料理飲食等消費税及びガスの免税点の引き上げ等を行うとともに、地方税負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、固定資産税における評価がえに伴う税負担の調整、法人の住民税及び事業税の徴収猶予割合の縮減並びに不動産取得税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を行い、あわせて、固定資産税、特別土地保有税等につき、市街化区域農地に対する課税の適正化措置等土地税制についての所要の措置を講ずることとするほか、日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特別措置の適用期限を延長することとする等の必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、低所得者層の税負担の実情にかんがみ、所得の金額が二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に控除対象配偶者または扶養親族を有する場合に九万円を加算した金額以下の者について、所得割の非課税措置を講ずるほか、配偶者控除及び扶養控除の対象となる者の所得要件である給与所得等に係る所得限度額を二十九万円に引き上げるとともに、父子家庭のための措置として妻と死別し、または離婚した者のうち、年間所得金額が三百万円

以下であること等一定の要件を満たすものについては、寡婦控除と同額の二十一万円の所得控除を行うこととしております。

また、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例につきまして、昭和五十八年度以後、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分については譲渡益の二分の一を総合課税した場合の上積み税額により課税するとともに、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得につきまして、昭和五十八年度以後三年度間限りの措置として、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分については道府県民税二・五%、市町村民税五%の比例税率により課税することとする。

また、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得につきまして、昭和五十八年度以後三年度間限りの措置として、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分については道府県民税一・六%、市町村民税三・四%の比例税率により、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分については道府県民税二%、市町村民税四%の比例税率により、それぞれ課税することとしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、法人税割の徴収猶予制度について、確定申告による税額に係る徴収猶予割合を四分の一以下に引き下げるとともに、中間申告による税額に係る徴収猶予制度を廃止することとしております。

その二は、事業税についての改正であります。まず、法人の事業税に係る徴収猶予制度について、ただいま申し上げました住民税法人税割と同様の措置を講ずることとしております。

また、電気供給業に係る課税標準額の総額の関係道府県ごとの分割について、所要の経過措置を講じた上、その四分の三を発電所の用に供する固定資産の価額に、四分の一を事務所等の固定資産の価額に案分して行うこととしております。その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、カーブフェリー埠頭における旅客乗降の用に供する家屋に係る

課税標準の特例措置を廃止する等特別措置の整理合理化を行うほか、特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸し家住宅に係る軽減措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

その四は、料理飲食等消費税についての改正であります。料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を五千元に、飲食店等における飲食の免税点を二千五百円にそれぞれ引き上げることとしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。まず、宅地等及び一般農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額につきましては、評価がえに伴う負担の調整を図るため、昭和五十七年度評価額の昭和五十六年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とするとともに、評価額の上昇割合の実態に応じ負担調整措置の区分を細分化することとしております。

次に、市街化区域農地に対する課税の適正化措置につきましては、三大都市圏の特定の市の農地のうち三・三平方メートル当たりの評価額が三万円以上であるものに拡大することとし、この場合、農業を継続して営むため適当な規模の農地として一定の要件に該当する農地で、現に耕作の用に供され、かつ、十年以上農業を継続することが適当と認められるものについては、五年間またはその後の五年間長期農業継続農地として保全がなされた旨の確認を受けたときは、一般農地としての税額を上回る額の納税を免除することとしております。

その他、外国貿易用コンテナに係る課税標準の特例措置を縮減する等特別措置の整理合理化を行うほか、新築住宅に係る減額措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

その六は、ガス税についての改正であります。ガス税につきましては、住民負担の軽減を図る見地から、免税点を一万二千元に引き上げることとしております。

その七は、特別土地保有税についての改正であります。まず、昭和五十七年四月一日以後取得される土地及び同日前に取得された土地のうち市街化調整区域内に所在する土地で、その保有期間が十年を超えるものについては、特別土地保有税を課さないこととしております。

また、三大都市圏の特定の市の市街化区域内において昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に取得される土地のうち、その面積が一定規模以上であるものについては、その取得のあった日から原則として二年を経過する日までに住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について十年度分限り、特別土地保有税を課することとしております。

その八は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する一定の一般乗り合い用バスに係る非課税措置の適用期限を二年延長することとしております。

その九は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に対する事業に係る事業税の非課税措置の適用期限を二年延長する等の措置を講ずることとしております。

その十は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、被保険者の所得水準の上昇等を勘案して、課税限度額を二十七万円に引き上げるとともに、減額の基準のうち基礎控除額相当額を昭和五十七年度に限り、二十四万円とすることとしております。

その十一は、地方税の優先順位についての改正であります。地方団体の徴収金を徴収する場合に

は、納税の便宜等を図るため、本税である地方税を附帯金に先立って徴収することとしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。日本国有鉄道の市町村納付金につきまして、公害防止設備に係る特例措置の適用期限を昭和五十九年度まで延長することとしております。

このほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備を行っております。以上の改正の結果、明年度におきましては、個人の住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、料理飲食等消費税及びガス税の免税点の引き上げ、固定資産税における負担調整率の変更等により三百四十二億円の増収となる一方、法人の住民税及び事業税の徴収猶予割合の縮減等により六百五十二億円の増収が見込まれておりますので、差し引き三百十億円の増収となる見込みであります。以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。昭和五十七年度分の地方交付税について、各種の制度改正等に伴って増加する財政需要に対処するため、その算定の基礎となる単位費用を改定するとともに、地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額について特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の元利補給制度を廃止し、当該地方債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する等の必要がおります。以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。第一は、地方交付税法及び交付税及び譲与税配

付金特別会計法の一部改正に関する事項であります。

まず、昭和五十七年度の普通交付税の算定については、下水道、公園、都市計画施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、私学助成等教育水準の向上に要する経費、老人保健制度の創設、児童福祉等福祉施設の充実、公害対策等に要する経費の財源を措置するため単位費用を改定することとしております。

さらに、昭和五十七年度において、財源対策債による措置を廃止することに伴い、これに対応する投資的経費に係る所要の地方負担額を基準財政需要額に算入するほか、昭和五十六年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入する等所要の措置を講ずることとしております。

次に、昭和五十七年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額と交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金二千九十八億円との合算額から千三百三十五億円を減額することとしております。

さらに、当該減額した額については、これに相当する額を昭和五十九年度から昭和六十一年度までの各年度の地方交付税の総額に加算するとともに、借入金二千九十八億円については昭和六十三年度から昭和七十二年までの各年度に分割して償還することとし、当該償還額の十分の十に相当する額を昭和六十三年度から昭和七十二年までの各年度において臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、当該各年度の地方交付税の総額に加算することとしております。

第二は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に関する事項であります。

国の行政改革の一環としての補助金の整理合理化に資するため、激甚災害に係る小災害債の元利

補給制度を廃止し、当該地方債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入するための所要の改正を行うものであります。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中山委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。

次回は、明十九日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

法律

（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（納付又は納入の告知）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差押えようとするときは、

地方団体の長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納付の告知をしなければならぬ。

第十四条の三中「以下第十四条の二十」を「第十四条の五第二項及び第十四条の二十」に改める。

第十四条の五を次のように改める。

（地方団体の徴収金のうちの優先順位）

第十四条の五 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の

徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする。

2 滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方団体の徴収金に先立つて配当し、又は充てる。

第十五条の第三項中「法人又は」を「法人で

法人税法第七十四条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は」に改め、「第七十二条の二十六第一項」

を削り、「当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額のうち所得に対する法人税割に係る部分の額又は事業税額の二分の一」を第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項の規定により納付すべき当該申告書に係る法人税割を課税標準として算定した道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は第七十二条の二十五第一項若しくは第七十二条の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額のうち、その四分の一に、「これらの規定に規定する」を第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項又は第七十二条の二十五第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する」に改め、

同条第二項中「控除した金額」の下に「三分の一」を加え、同条第三項中「見込納付をした金額」の下に「三分の一」を加える。

第十七条の二第四項中「又は第二項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならぬ。

第十七条の四第一項中「若しくは第二項」を「第三項まで」に改める。

第十八条の二第一項中「処分に係る」の下に「部分の」を加え、同条第四項中「換価の額に

係る」の下に「部分の」を加え、同条第五項中「中断したとき」を「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたとき」に、「その中断したとき」を「その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の」に改める。

第二十条の九の四の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条中「納付され又は」を「納付され、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律の規定により納税者又は特別徴収義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納入すべき場合において、納税者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てられたものとする。

第二十三条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「当該金額の十分の九に相当する金額との合計額」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 寡夫、妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、

老年者に該当しないものをいう。

第三十二条第九項中「第三十四条第一項第一号に掲げる金額」を「第三十四条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

第三十四条第一項第一号中「除く」の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林

所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」を「除く。以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、「その超える金額」を次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

第三十四条第一項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改め、同条第五項中「寡婦の下に」「寡夫」を、「第二十三条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同条第六項中「第二十三条第一項第十二号」を「第二十三条第一項第十三号」に改め、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第四十五條の二第二項第五号中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第七十二條の二十二第四項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第七十二條の四十八第三項中「二分の一」を当

該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものを、四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産に、「二分の一」を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額」に、「あん分」を「あん分」に改める。

第七十三條の五第一項中「第六十九條、第七十條、第七十四條の二第一項及び」、譲与され」を削る。

第七十三條の七中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十号の二を第十号とする。

第七十三條の十四第四項中「当該住宅の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を「当該道府県の条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第七十三條の二十四第四項中「当該土地の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を「当該道府県の条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第七十四條の四第一項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第七十四條の五第一項中「四千円」を「五千元」に改める。

第二百二十九條第三項中「四千円」を「五千元」に、「二千円」を「二千五百円」に、「チケット」を「チケット」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第七十九條中「これらの組合、日本国有鉄道及び」を「及びこれらの組合並びに」に改める。

第二百九十二條第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「当該金額の十分の九に相当する金額」との合計額を加え、同項第十二号を同項第

十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第三百十三條第九項中「第三百十四條の二第一項第一号に掲げる金額を」「第三百十四條の二第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

第三百十四條の二第二項第一号中「除く」の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を「除く。以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、「その超える金額」を次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

第六 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で自治省令で定める規格に適合するもの（以下本項及び次項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶のうち主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準ずるものとして自治省令で定めるもの（以下本項及び次項において「準外航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額（外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものにあつては、当該船舶に二分の一を乗じて得た額）とし、準外航船舶にあつては当該準外航船舶の価格の四分の一の額とする。

第三百四十九条の三第七項を次のように改める。

7 外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（専ら遊覧の用に供するものその他の自治省令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第十六項中「二分の一」を「三分の一」、「四分の三」を「六分の五」に改め、同条第二十二項中「三分の一」を「二分の一」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第二十八項中「第三百四十八条第二項第十八号の二」を「第三百四十八条第二項第十八号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

29 新技術開発事業団が所有し、かつ、直接新技術開発事業団法第二十八条第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産の価格の二分の一の額とする。

第四百九十条の二第二項中「一万円」を「一万二千円」に改める。

第五百八十五条第三項を次のように改める。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、第一項の土地（以下本節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で一月一日において当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、適用しない。

第六百二条第一項第一号中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改める。

第六百三十三條の二第一項中「市町村長が、第五百九十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに行われた当該土地の所

有者等からの申請に基づき」を「市町村長が」に改め、同条第六項中「第一項」を「第二項」に、「同項から第四項まで」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の申請があつた」を「第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のない」に、「前項の通知をする日」を「第一項の認定をする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）」に、「当該土地」を「当該第二項本文の申請に係る土地又は既に第一項の認定を受けた土地」に、「第一項の申請に係る」を「当該」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の申請があつた場合において、同項の認定をし」を「第一項の認定をしたとき」に、「申請者」を「土地の所有者等」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、第二項ただし書の規定に該当する土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

第六百三十三條の二第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の申請が既に同項の認定を受けた土地に係るものであり、かつ、市町村長が当該」を「市町村長が既に同項の認定を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第五百九十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに市町村長に対して当該土地に係る特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならぬ。ただし、既に同項の認定を受けた土地について、当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のないとき

は、この限りでない。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

第六百三十三條の三第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四

第七百三十三條の四第四項ただし書中「二十六万円」を「二十七万円」に改める。

附則第三條の三「数」を乗じて得た金額の下に「（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額）」を加え、「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改める。

附則第六條の見出しを「（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）」に改め、同条中「昭和四十三年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度まで」に、「租税特別措置法第二十五條第一項に規定する事業所得を有する」を「租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である」に改め、「含む」の下に「次項において同じ。」を加え、「当該事業所得の明細」を「その肉用牛の売却に係る同法第二十五條第一項に規定する事業所得の明細」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 道府県は、前項に規定する各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に

号中「第六百三十三條の二第四項」を「第六百三十三條の二第六項」に改める。

第七百一十一條の三十四第三項第一号中「理化学研究所又は日本科学技術情報センター」を「又は理化学研究所」に改める。

第七百一十一條の四十一第一項の表の第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日本科学技術情報センターがその本来の事業の用に供する施設

該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第四十五條の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五條第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額は、第三十二條から第三十七條の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができ。

一 租税特別措置法第二十五條第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・五を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五條第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二條から第三十七條の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

三 所得割の納税義務者が附則第三十三條の二第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の道府県民税の所得割については、第一項中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五條第一項」とあるのは「同法第二十五條第三項の規定により読

- み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。
- 4 第三項の規定の適用がある場合における附則第三條の第三項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第四項第三号中「並びに附則第五條第一項及び第三項並びに附則第六條第三項」とする。
- 6 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む）において、第三百十七條の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五條第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三條から第三百十四條の五まで、第三百十四條の七及び第三百十四條の八並びに前条第二項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額とすることができる。
- 7 所得割の納税義務者が附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の市町村民税の所得割については、第五項中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五條第三項の規定により読み替へられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。
- 8 第六項の規定の適用がある場合における附則第三條の第三項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第三号及び第四項第二号中「並びに附則第五條第二項及び第三項」とあるのは、「附則第五條第二項及び第三項並びに附則第六條第六項」とする。
- 附則第八條第二項中「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十七号。以下本項において「昭和四十八年法律第四十七号」という。）による改正前の租税特別措置法第六十八條の三（昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。
- 第八條の二 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第十七條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合における第五十三條第四項又は第三百二十一条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第六十三條第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十三條第二項（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第十七條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）とする。
- 附則第九條の二中「十年」を「十五年」に、「三年」を「八年」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- （法人の事業税の分割基準に係る特例）
- 第九條の三 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて電気供給業を行う法人に対する第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第三項中「その四分の三に相当する額」とあるのは「二分の一と当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に対する新設発電所用の固定資産（昭和五十七年四月一日以後新たに事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものをいう。）の価額の割合の四分の一に相当する数値」とを合計した数値を当該課税標準額の総額に乘じて得た額（以下本項及び次項において「発電所用固定資産の価額」とする課税標準額」という。）とし、その四分の一に相当する額」とあるのは「当該課税標準額の総額から発電所用固定資産の価額による課税標準額を控除した額（次項において「総固定資産の価額」とする課税標準額」という。）とし、同条第四項第一号中「数値」とあるのは「数値。ただし、電気供給業を行う法人の昭和五十七年四月一日前に事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産の価額については、発電所用固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合にあつては当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額の三分の二に相当する数値、総固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に係る数値の二倍に相当する数値」とする。
- 附則第十條に次の一項を加える。
- 3 道府県は、保安林整備臨時措置法（昭和二十九法律第八十四号）第四條各号に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換した場合における当該交換に係る土地の取得に対しては、当該取得が昭和五十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。
- 附則第十一條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「五分の四」を「五分の三」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「五分の四」を「五分の三」に改め、同条第六項と同一とし、同条第八項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第九項第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中（以下「昭和五十四年改正前の地方税法」という。）を削り、同項を同条第九項とする。
- 附則第十一條の四第一項、第三項及び第五項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。
- 附則第十四條中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に改める。
- 附則第十五條第一項中「日本自動車ターミナル株式会社法」の下に「（昭和四十年法律第七十五号）を加え、同条第三項中「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第四項中「昭和四十八年一月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に改め、「（という）」の下に「又は石油ガスの備蓄を増強するための石油ガス貯

蔵施設で政令で定めるもの（以下本項において「石油ガス備蓄施設」という。）を、当該原油備蓄施設の下に「又は石油ガス備蓄施設」を加え、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十八年一月一日」に、「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「昭和五十四年一月一日から昭和五十六年一月一日まで」を「昭和五十六年一月一日から昭和五十八年一月一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 都市計画において定められた路外駐車場（駐車場法第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。）で地下に設けられるものうち、昭和五十六年一月一日から昭和五十八年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第十四項を削り、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項を同条第十三項とし、同条第十七項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改

め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から同条第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

23 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第一項の規定にかかわらず、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額（同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額）とする。

24 公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもの又は資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。）のうち、昭和五十八年三月三十一日までに新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

する地震防災応急対策の用に供する償却資産で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の次に次の一条を加える。
（固定資産課税台帳の登録事項の特例）
第十五条の二 市町村長は、第三百八十一条第一項から第六項までに定めるもののほか、前条の規定の適用を受ける固定資産について

は、当該固定資産の価格に同条に定める率を乗じて得た金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。
附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十六年十月一日」を「昭和五十九年一月一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第四号中「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十三年度に係る」を「昭和五十六年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

(1) に掲げる土地以外 の土地	
昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）による改正前の地方税法（以下「昭和五十七年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）	これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額）
(2) 昭和五十六年度分の 固定資産税について昭 和五十七年改正前の地 方税法附則第十八条第 一項又は第十九条第一 項の規定の適用を受け る土地	

附則第十七条第四号イの表を次のように改める。

(1) に掲げる土地以外 の土地	
昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額）
(2) 昭和五十六年度分の 都市計画税について昭 和五十七年改正前の地 方税法附則第二十五条 第一項又は第二十六条	

附則第十九条の三第三項を削り、同条第二項中「昭和四十八年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和五十六年度」に、「前項の市街化区域農地に係る市街化区域の変更」を「地目の変換」に、「同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地」を「前二項の規定の適用を受ける市街化区域農地」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。
2 前項の規定は、既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地で昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となつたものに係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

前項中表以外の部分	
昭和五十七年度以降	適用年度（昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となつた場合における当該年度をいう。以下本項において同じ。）以降
昭和五十七年度に	適用年度に
昭和五十七年度	適用年度
昭和五十八年度	適用年度の翌年度
昭和五十九年度	適用年度の翌々年度
昭和六十年年度	適用年度から起算して三年度を経過した年度

附則第十九条の三第四項を次のように改める。
4 前三項の規定は、昭和五十六年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該政令で定める事

由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項中表以外	昭和五十七年度以降
市街化区域設定年度（都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日の属する年の翌年の一月一日（当該政令で定める事由の生じた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）以降	

第一項の表	
昭和五十七年度	市街化区域設定年度に
昭和五十六年度	市街化区域設定年度
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和六十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
第二項	
前項	第四項において準用する前項
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和六十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
前項	
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和六十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和五十六年度	市街化区域設定年度
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和六十年年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度

附則第十九条の三に次の二項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する既適用市街化区域農地とは、昭和五十七年改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する昭和五十六年度分の固定資産税について、昭和五十七年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものをいう。

6 前項に規定する既適用市街化区域農地には、第三項の規定により昭和五十六年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る昭和五十六年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受け

たものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

附則第十九条の三の次に次の一条を加える。
第十九条の四 前条第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超え

る場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

上 昇 率 の 区 分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」と読み替えるものとする。

附則第二十二條第一項中「又は第十九条第一項」を、「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改める。

附則第二十三條中「又は第十九条の三」を「第十九条の三又は第十九条の四第一項」に、「又は附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）を、附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）又は附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下「調整対象市街化区域農地」という。）に改める。

域農地（以下「調整対象市街化区域農地」という。）に改める。

附則第二十四條中「又は第十九条第一項」を「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に、「又は調整対象農地」を「調整対象農地又は調整対象市街化区域農地」に、「若しくは調整対象農地」を「調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地」に、「若しくは第十九条第一項」を「第十九条第一項若しくは第十九条の四第一項」に、「若しくは農地調整固定資産税額」を「農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二

一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

附則第二十六條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第二項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負担調整率
一・一五倍以下のもの	一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・二

附則第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十七條の二 附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の都市計画税の額は、前二条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地

地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

上 昇 率 の 区 分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十七條の二第一項」

と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と改める。

城農地調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

附則第二十八條第一項中「又は第十九條第一項」を、「第十九條第一項又は第十九條の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、「第三百八十一條」の下に「及び附則第十五條の二」を加え、同項に次の一号を加える。

三 調整対象市街化区域農地 当該調整対象市街化区域農地に係る当該年度分の市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

附則第二十八條第三項中「適用がある」を「適用がある市街化区域農地に係る」に改め、「第三百八十一條」の下に「及び附則第十五條の二」を加え、「市街化区域農地については」を「当該市街化区域農地については」に改め、同条第四項中「附則第十九條の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨」を「当該市街化区域農地が附則第十九條の三又は第十九條の四第一項の規定の適用を受けるものであるかどうか」に改める。

附則第二十九條の二中「附則第十九條の三の規定が適用される」を「附則第十九條の三又は第十九條の四第一項の規定の適用を受ける」に改め、「(附則第二十九條の五第一項の規定により減額された場合には、減額後の固定資産税額又は都市計画税額とする。)」を削り、「又は第二十七條を、第十九條の四、第二十七條又は第二十七條の二」に改め、「算定した税額」の下に「(以下「農地課税相当額」という。)」を加える。

附則第二十九條の四第一項中「附則第十九條の三第一項の表の第二号に掲げる市街化区域農地」を「市街化区域農地で附則第十九條の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの」に改める。

附則第二十九條の五を次のように改める。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等)

第二十九條の五 市町村は、昭和五十七年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、附則第十九條の三又は第十九條の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地(都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内において農業を継続して営むため適当な規模の農地として政令で定める農地に限る。)であつて現に耕作の用に供されており、かつ、当該市街化区域農地において次項の申告のあつた日の属する年の一月一日から引き続く十年以上営農を継続することが適当であるもの(以下「長期営農継続農地」という。)として市町村長の認定を受けたものに対して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のもの又は当該五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについて、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該土地を当該申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間引き続く長期営農継続農地として保全したものであることにつき市町村長の認定を受けたときは、当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、その旨を市町村長に申告しなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律(昭和

和二十六年法律第八十八号)第三條第一項本文又は第二項の規定により農業委員会を設置する市町村にあつては、農業委員会を経由しなくてはならない。

3 前項の申告は、次の各号に掲げる市街化区域農地の区分に応じ、当該各号に定める年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

一 附則第十九條の三第五項に規定する既適用市街化区域農地 昭和五十七年度
二 前号に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地 新たに附則第十九條の三の規定の適用を受けることとなつた年度

4 前項に定めるもののほか、第二項の申告は、同項の申告のあつた日の翌日から起算して十年を経過した場合においては、当該十年を経過した日以後新たに到来する賦課期日に係る年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5 市町村長は、第二項の申告に基づき第一項の認定を行う場合には、農地課税審議会の議を経なければならない。

6 市町村長は、第一項の認定をした場合には、第二項の申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間、当該認定に係る長期営農継続農地に係る第一項の各年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴し

なければならない。

7 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、次項の規定の適用がある場合を除き、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

8 市町村は、前項の規定により徴収の猶予が取り消された場合において、当該徴収の猶予に係る長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が、当該土地につき、災害により農業を継続できなかったこと、当該土地に係る農業の主たる従事者が死亡したこと、当該土地が収用されたことその他の政令で定める事由により長期営農継続農地として保全できなかったことについて市町村長の認定を受けたときは、当該長期営農継続農地に係る固定資産税又は都市計画税のうち第六項の規定により徴収を猶予された税額(賦課期日が当該政令で定める事由の生じた日までに到来する各年度分の固定資産税又は都市計画税に係るものに限る。)に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

9 市町村長は、第一項若しくは前項の認定をしたとき、又はこれらの認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

10 第十五條第四項、第十五條の二第一項及び第十五條の四第三項並びに第十六條の二第一項から第三項までの規定は第六項の規定による徴収の猶予について、第十一條、第十六條第三項、第十六條の二第四項並びに第十六條

の五第一項及び第二項の規定は第六項の規定による担保の提供及び処分について準用する。

11 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課税された土地について第一項の規定があつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該規定に係る長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

12 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならぬ。

13 前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第十一項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

14 第一項の規定の手続その他同項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条の六第一項中「前条第二項」を「前条第五項」に、「規定による固定資産税額又は都市計画税額の減額」を「認定」に改め、「同項の規定により固定資産税額又は都市計画税額の減額を行う」を削る。

附則第二十九条の七第二項中「税額の算定に關する部分に限る」を「附則第二十三條（附則第二十九条の三）を「附則第二十九条の四、附則第二十三條（附則第二十九条の三又は第二十九条の四第一項）に、（附則第二十七條）を附則第二十四

条（附則第二十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る）、附則第二十七條、附則第二十七條の二、附則第二十八條（附則第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る）に、「昭和四十八年度」を「昭和五十七年度」に改め、「附則第二十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」及び「同項の表の上欄に掲げる」を削り、同条第二項中「昭和四十九年度」を「昭和五十八年度」に改め、同条第三項中「附則第二十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」を削る。

附則第三十一條の三第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十一條の四 市町村は、土地の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したもの（第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く。）に對しては、第五百八十五條第三項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課する。この場合においては、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する規定並びに第七百三十四條第一項及び前条の規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る。）を適用する。

2 昭和五十七年四月一日前に取得された土地を当該土地の所有者から同日以後その者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日を当該特殊関係者の取得の日とみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日をその者の特殊関係者の取得の日とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項の規定は、前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者の特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合について準用する。この場合において、第二項中「昭和五十七年四月一日前に取得された土地」とあるのは「土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地」と、「土地の所有者から」とあるのは「特殊関係者の特殊関係者から」と読み替へるものとする。

5 前三項に規定する特殊関係者とは、第五百八十五條第四項に規定する特殊関係者をいう。

第三十一條の五 昭和六十年以降の各年度の初日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る）、首都圏整備法第二條第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二條第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二條第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二條第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二條第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内の都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に当該土地の所有者が取得したものをも、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各

号に定める土地に該当する土地（第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地を除く。）に對しては、第五百九十五條の規定にかかわらず、当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域にあつては、都。以下本条において同じ。）において、当該取得がされた日から起算して二年を経過した日の属する年の翌年（その取得がされた日が一月一日である場合には、同日から起算して二年を経過した日の属する年）の四月一日からその翌年の三月三十一日までを初年度とする十年度分に限り、特別土地保有税を課する。

一 地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区（都の特別区の存する区域にあつては、特別区）の区域、一団の土地の面積が三百平方メートル以上である土地

二 都市計画法第五條に規定する都市計画区域を有する市の区域（前号に掲げる区域を除く。）一団の土地の面積が五百平方メートル以上である土地

2 前項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する規定（第五百八十五條第三項の規定を除く。）並びに第七百三十四條第一項及び附則第三十三條の三の規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、第五百九十九條第一項第一号中「基準面積以上の土地」とあるのは、「附則第三十一條の五第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める土地」と読み替へるものとする。

3 昭和五十七年四月一日以後において土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日と、前後の取

得に係る土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

4 昭和五十七年四月一日以後において第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者が土地を取得した場合において、当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を当該特殊関係者が取得したときは、当該取得が政令で定める事情に該当する場合を除き、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日と、これらの土地をもつてその者及び当該特殊関係者の共有物と、前後の取得に係る土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

5 市は、第一項の規定の適用を受ける土地について、当該土地の所有者が、その所有する土地を第二項において準用する第六百三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用しようとする場合において、第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度において災害その他やむを得ない理由により第二項において準用する同条第一項の規定を受け、ることができないときは、当該土地の所有者からの申請に基づき市長が定める相当の期間（以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を免除土地として使用し、かつ、当該使用を開始されたことにつき市長の確認を受けたときに限り、当該土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限り、第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る納税義務を免除するものとする。この場合においては、第六百一条第二項から第十項までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、市町村の設置分合若しくは境界変更があつた場合又は都市

計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市の区域について定められた場合における第一項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の三第一項中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十九年四月一日」に、「昭和五十七年分」を「昭和五十九年分」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十三條中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に、「二十三万円」を「二十四万円」に改める。

附則第三十三條の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に、「百分の五・二」を「百分の五」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第三項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の四十」を「百分の四十二」に、「百分の五・二」を「百分の五」に改め、同条第六項中「百分の五・二」を「百分の五」に、「百分の十二・一」を「百分の十二・三」に改める。

附則第三十三條の三第二項中「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に改め、同条第三項第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同条第二号中「第二十八條の四第四項第二号」を「第二十八條の四第五項第二号」に改め、同条第四項中「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十二條第八項及び第九項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」と、「第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三十四條第一項第十一号及び第六項」とあるのは「第二百九十二條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一項第十一号及び第六項」と、「第二十三條第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

附則第三十四條第一項中「第三十三條第四項」の下に、「第三十六條の二第三項」を加え、同項第二号中「超え八千万円以下である」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同条第三項第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同項第二号中「第三十三條第三項第二号」を「第三十三條第三項第三号」に改め、同条第四項中「第三十二條第二項」とあるのは「第三百十三條第二項」と、「附則第三十四條第一項第三号」とあるのは「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項第三号」と、「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三條第一項に規定する総所得金額」とを削り、「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十二條第八項及び第九項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」とを「第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一項第十一号及び第六項」と改め、同条第二号中「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同条第二号中「及び第六項」を「第六項、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第二項第十三号」と改め、同条第二十三條第一項第十三号とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

第三十四條」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

附則第三十四條の二第一項中「前条第一項の場合において、同項を昭和五十八年度から昭和六十年までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に、「同じ」のうちに「同じ」をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が「に、があるとき」を「に該当するとき」に改め、同項第一号(2)を次のように改める。

(2) 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額

附則第三十四條の二第二項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の前条第一項の譲渡所得の基因となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下本号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合、同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に定める金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合、次に掲げる金額の合計額

(1) 八千万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額を加算した金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外の課税長期譲渡所得金額に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めると

ころにより計算した金額

附則第三十四条の二第二項中「前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうちを」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「該当するものがある」を「該当する」に改め、同条第三項中「第三十二条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「附則第三十四条の二第二項第一号」とあるのは「附則第三十四条の二第三項において準用する同条第一項第二号」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三条第一項に規定する総所得金額」と「百分の二・五」とあるのは「百分の五」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項第一号又は第二号」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「昭和五十五年年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」に、「同項第二号中「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」と、同号を「同項第二号」に改める。

附則第三十五条第一項第二号中「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産」を、その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下である資産（その年中に取得したものを含む。）に改め、同条第三項中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改める。

附則第三十五条の二第三項第一号中「施設計画」を「森林施設計画」に改める。

附則第三十五条の二の二第一項中「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律昭和三十一年法律第八十二号の一部を次のように改正する。
附則第十五項の見出し中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」に改め、同項中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」に、「額とする」を「額」とし、同法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を二分の一で除して得た額とする」に改める。
附則第十六項中「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第四百九十条の二第二項の改正規定及び附則第十三条の規定 昭和五十七年六月一日
- 二 第一条中地方税法第十三条、第十四条の三、第十四条の五、第十七条の二、第十七条の四第一項、第十八条の二及び第二十條の九の四の改正規定並びに次条の規定 昭和五十七年十月一日
- 三 第一条中地方税法第一百四十四条の四第一項、第一百四十五条の五第一項及び第二百二十九条第三項の改正規定並びに附則第七条の規定 昭和五十八年一月一日
- 四 第一条中地方税法附則第三十三條の三第二項及び第三項第二号並びに附則第三十四條第一項及び第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定、「第三十二條第二項」とあるのは「第三十三條第二項」と、「附則第三十三

四條第一項第三号」とあるのは「附則第三十三條第四項において準用する同条第一項第三号」と、「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三條第一項に規定する総所得金額」とを削る部分に限る。並びに同法附則第三十四條の二から第三十五條までの改正規定並びに附則第四條第五項及び第八條第五項の規定 昭和五十八年四月一日（地方団体の徴収金のうちの優先順位等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十四条の五の規定は、昭和五十七年十月一日以後に配当し、又は充当する地方団体の徴収金について適用し、同日前に配当し、又は充当する地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

2 新法第十四条の二第三項の規定は、昭和五十七年十月一日以後に充当する地方団体の徴収金について適用し、同日前に充当する地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

3 新法第十八条の二第五項及び第二十條の九の四第二項の規定は、昭和五十七年十月一日以後に納付され、又は納入された地方団体の徴収金について適用し、同日前に納付され、又は納入された地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収額に関する経過措置）

第三条 新法第十五条の三の規定は、昭和五十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税（施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項若しくは第三百二十一條の八第一項又は第七十二條の二十六第一項の規定による申告書（道府県民税又は市町村民税の法人税割にあつては、法人税法（昭和四十四年法律第三十四号）第七十一條第一項（同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四

十五條において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額が記載された申告書に限る。）で昭和五十七年六月一日前に提出期限の到来するもの（以下この項において「特定中間申告書」という。）に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税及び特定中間申告書に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二條第九項の規定は、昭和五十六年以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十二條第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和五十六年改正前の租税特別措置法」という。）第二十五條第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第四十五條の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された新法第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。）に旧法附則第六條第一項の適用を受ける旨の記載があるとときは、その者の道府県民税の所得割について

は、新法附則第六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第一項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三條の三第二項及び第三項第二号、第三十四條第一項及び第三項第二号並びに第三十四條の二から第三十五條までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第五條 新法第七十二條の四十八第三項及び新法附則第九條の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。）分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び施行日前に解散した法人の施行日以後に開始する清算中の事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第四項及び第七十三條の二十四第四項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税及び施行日前の不動産の取得で当該取得につき施行日以後に旧法第七十三條の十四第四項又は第七十三條の二十四第四項の規定による申告に係る期間の末日が到来するものに対して課する不動産取得税について適用し、施行日前に当該申告に係る期間の末日が到来したものに對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

る期間の末日が到来したものに對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一條第六項の規定は、日本自動車ターミナル株式会社が行う自動車の自動車ターミナル法（昭和二十四年法律第三十六號）第六條第二項の認可を受けた工事の施行により旧法附則第十一條第六項に規定する家屋を施行日以後に取得する場合における当該家屋の取得に對して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

4 旧法附則第十一條の五の規定は、この法律の施行の際、同条の規定により読み替えて適用される旧法第七十三條の二十七の六第二項の規定により徴収猶予を受けている不動産取得税額に係る不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一條の五中「九年」とあるのは「十二年」と、「附則第十一條の五」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第...）附則第六條第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一條の五」とする。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

第七條 新法第一百四條の四第一項、第一百四條の五第一項及び第二百二十九條第三項の規定は、昭和五十八年一月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第一百四條第三項に規定するその他の利用行為をいう。）に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三條第九項の規定は、昭和五十六年以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前各年において生じた旧法第三百十三條第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が昭和五十六年改正前の租税特別措置法第二十五條第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第三百十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第三百十七條の三第一項の確定申告書を含む。）に旧法附則第六條第二項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の市町村民税の所得割については、新法附則第六條第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第二項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三條の三第四項において準用する同条第二項及び第三項第二号、新法附則第三十四條第四項において準用する同条第一項及び第三項第二号並びに新法附則第三十四條の二から第三十五條までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月二日以後において設けられた同項に規定する構築物に對して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 旧法第三百四十九條の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に對して設けられた同項に規定する構築物に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 旧法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

6 昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第四項に規定する原油備蓄施設に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第六項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十五年一月二日から昭和五十六年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五條第十項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十一項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和五十六年七月十四日から昭和五十六年十

二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する消火用屋外給水施設等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 昭和五十年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十号 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額、同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額並びに同条第三項の規定により土地課税台帳等に登録された新法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に係る課税標準となるべき額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百五十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項中「第四百五十五条第一項」の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後

において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等とあるのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二十号）附則第十条第一項の規定による附則第二十八条第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額とあるのは、同項の比率課税標準額と、価格等を「とあるのは」同項の比率課税標準額と、新法第四百三十二条第一項中「第四百五十五条第一項（第四百三十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百三十七条第一項」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定による附則第二十八条第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十条第一項の規定により読み替えて適用される第四百三十七条第一項」とする。

2 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四条第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合に、当該市街化区域農地に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書を併せて交付するものとする。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十一号 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、当該市街化区域農地について新法附則第二十九条の五第一項の規定がでない場合には、当該市街化区域農地に係る農地課

税相当額（新法附則第二十九条の二に規定する農地課税相当額をいう。次条において同じ。）を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「仮算定税額」という。）として、当該税を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは、本算定が行かれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは、新法第一百七十条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るものは、新法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十二号 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九条の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から同条第十項において準用する新法第十五条第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予することができる。

ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九条の五第一項の長期営農継続農地に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について新法附則第二十九条の五第六項の規定が適用されないこととなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十二号 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九条の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から同条第十項において準用する新法第十五条第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予することができる。

ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九条の五第一項の長期営農継続農地に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

三
三
四

道府県	種別	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 警察費	一 警察費	警察職員数	一人につき	六、〇九六、〇〇〇 ^円
二 土木費	二 土木費			
1 道路橋りよう費	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇五、〇〇〇
(1) 經常経費	(1) 經常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、七四八、〇〇〇
(2) 投資的経費	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七三、一〇〇
2 河川費	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	七二、〇〇〇
(1) 經常経費	(1) 經常経費	河川の延長	一メートルにつき	二一、六〇〇
(2) 投資的経費	(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	二一、六〇〇
3 港湾費	3 港湾費	港湾（漁港を含む）における保留施設の延長	一メートルにつき	二一、六〇〇
(1) 經常経費	(1) 經常経費	港湾（漁港を含む）における保留施設の延長	一メートルにつき	二一、六〇〇

(2)	投資的経費	港湾（漁港を含む） における外郭施設の 延長	一メートルにつき	九、八七〇
4	その他の土木 費			
(1)	經常経費	人口	一人につき	六二五
(2)	投資的経費	人口	一人につき	三、二〇〇
三	教育費			
1	小学校費	教職員数	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	三、〇五七、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	五、〇二六、〇〇〇
(1)	經常経費	生徒数	一人につき	三四、五〇〇
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき	三五、六〇〇
4	特殊教育諸学 校費	教職員数	一人につき	二、九〇七、〇〇〇
(1)	經常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一一三、〇〇〇
(2)	投資的経費	学級数	一学級につき	五七〇、〇〇〇
5	その他の教育 費	学級数	一学級につき	九三〇、〇〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	二、四二〇
四	厚生労働費			
1	生活保護費	町村部人口	一人につき	四、〇三〇
2	社会福祉費			
(1)	經常経費	人口	一人につき	一、九〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	五三七
3	衛生費	人口	一人につき	三三八〇
4	労働費	人口	一人につき	四五五
五	産業経済費	失業者数	一人につき	五二四、〇〇〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	五四、〇〇〇
(1)	經常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五〇、九〇〇
(2)	投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、四七〇
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	六、〇五〇
(1)	經常経費	水産業者数	一人につき	一二六、〇〇〇
(2)	投資的経費	水産業者数	一人につき	六七、七〇〇
3	水産行政費	人口	一人につき	一、三二〇
4	商工行政費			

3	その他の産業 経済費	一人につき	一八、五〇〇
(1)	經常經費	一人につき	二四、八〇〇
(2)	投資的經費	一世帯につき	八、一〇〇
6	その他の行政費	一世帯につき	三、四七〇
1	徴稅費	一人につき	七、九三〇
2	戸籍住民基本台帳費	一人につき	八〇四、〇〇〇
3	その他の諸費	一人につき	二、〇〇〇
(1)	經常經費	一平方キロメートルにつき	三一九、〇〇〇
(2)	投資的經費	千円につき	九五〇
7	災害復旧費	千円につき	八〇〇
8	辺地対策事業償還費	千円につき	一六八
9	地方税減収補てん償還費	千円につき	一七八
10	財源対策償還費	千円につき	一七八

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
 附則第三項中「昭和四十六年度から昭和七十一年度まで」を「昭和四十六年度から昭和七十一年度まで」と、「昭和五十六年度から昭和五十八年度まで」に、「昭和五十六年度から昭和五十八年度までの各年度分」を「昭和五十六年度分及び昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分にあつては昭和五十六年度分の借入金限度額」という。）、昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分にあつては昭和五十六年度分の借入金限度額に二千九十八億円を加算した額

(以下「昭和五十七年度分等の借入金限度額」という。)、昭和五十九年度から昭和七十一年度までの各年度分にあつては昭和五十七年度分等の

借入金限度額に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
昭和五十九年度	二千五百八十億円
昭和六十年年度	五千四百八十億円
昭和六十一年度	六千五百九十億円
昭和六十二年度	七千三百五十億円
昭和六十三年度	八千二百億円
昭和六十四年度	九千億円
昭和六十五年年度	九千九百九億八千万円
昭和六十六年度	九千一百一億円
昭和六十七年度	七千九百三十億円
昭和六十八年度	七千九百五十億円
昭和六十九年度	四千九百五十億円
昭和七十年年度	千七百九十億円
昭和七十一年度	五百三十九億六千八百万円

附則第五項中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改める。
附則第八項中「同号に掲げる額と第三号に掲げる額との」を「第一号から第三号までに掲げる額との」、「第二号から第四号まで」を「第一号から第四号まで」、「第三号から第五号まで」を「第一号から第五号まで」、「第四号から第六号まで」を「第一号から第六号まで」に、「第六号に掲げる額と第七号に掲げる額との合算額」を「第六号から第八号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和七十二年分にあつては第八号に掲げる額」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

和六十七年度までの各年度分にあつては第二号から第八号まで、「第三号から第七号まで」を「第三号から第八号まで」、「第四号から第七号まで」を「第四号から第八号まで」、「第五号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号に掲げる額と第七号に掲げる額との合算額」を「第六号から第八号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和七十二年分にあつては第八号に掲げる額」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
昭和五十二年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円
昭和五十九年度	三百八十億円

昭和六十年年度 三百八十億円
昭和六十一年度 三百七十五億円

年 度	臨時 地方 特 例 交 付 金 の 額
昭和六十三年度	百四十億円
昭和六十四年度	百五十億円
昭和六十五年年度	百七十億円
昭和六十六年度	百九十億円
昭和六十七年度	二百十億円
昭和六十八年度	二百三十億円
昭和六十九年度	二百五十億円
昭和七十年年度	二百七十億円
昭和七十一年度	二百九十億円
昭和七十二年度	二百九十八億円

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二十四条の見出しを「小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に、「についで」は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する金額の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとする」に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする」に改め、同条第二項中「についで」は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする」に係る元

利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする」に改め、同条第四項中「並びにこれらの規定による地方債元利補給金の交付」を削る。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるもののほか、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。
3 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債に係る元利償還金について、なお従前の例による。
4 第三条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条の規定は、この法律の施行の日以後に発

行を許可された地方債について適用し、同日前に発行を許可された地方債については、なお従前の例による。

理由

地方財政の現状にかんがみ、住民生活に直結する公共施設の整備等に要する経費の財源を措置するとともに各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定し、あわせて、昭和五十七年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の元利償還に要する経費の額を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方行政委員会議録第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	一	五	と同時に	と同時に
九	三	四	税度	程度
二	四	三	所後税	所得税
二	三	末	矛盾	矛盾
四	四	三	プリンスホテル	プリンスホテル
五	二	末	若干	若干
五	四	三	ずいぶん	ずいぶん
六	三	末	消防法違反	消防法違反
七	二	元	停滞	停滞
三	三	三	実態	実態
三	三	三	繰り入れられた	繰り入れられた